

第105回総合政策部会

第五次環境基本計画の進捗状況・今後の課題について

令和4年8月
中央環境審議会総合政策部会

第五次環境基本計画の点検について

第五次環境基本計画の概要

- ・環境基本計画とは、環境基本法第15条に基づき、環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱等を定めるもの。
- ・計画は約6年ごとに見直し（第四次計画は2012（H24）年4月に閣議決定）。
- ・2017（H29）年2月に環境大臣から計画見直しの諮問を受け、中央環境審議会における審議を経て、2018（H30）年4月9日に答申。
- ・答申を踏まえ、2018（H30）年4月17日に第五次環境基本計画を閣議決定。

現状・課題認識

- 我が国が抱える環境・経済・社会の課題は相互に関連・複雑化
- SDGs、パリ協定等、時代の転換点ともいえる国際的潮流

持続可能な社会に向けた基本的方向性

- SDGs の考え方も活用し、環境・経済・社会の統合的向上を具体化
 - ・環境政策による、経済社会システム、ライフスタイル、技術などあらゆる観点からのイノベーション創出や、経済・社会的課題の同時解決に取り組む
 - ・将来にわたって質の高い生活をもたらす「新たな成長」につなげていく
- 地域資源を持続可能な形で活用
 - ・各地域が自立・分散型の社会を形成し、地域資源等を補完し支え合う「地域循環共生圏」の創造を目指す
- 幅広い関係者とのパートナーシップを充実・強化
 - ➡ これらを通じて、持続可能な循環共生型の社会（「環境・生命文明社会」）を目指す

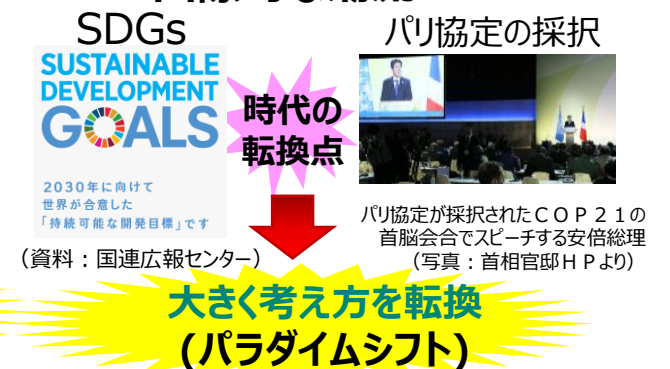
施策の展開

- 分野横断的な6つの「重点戦略」（経済、国土、地域、暮らし、技術、国際）を設定
- 環境リスク管理等の環境保全の取組は、「重点戦略を支える環境政策」として揺るぎなく着実に推進

我が国が抱える課題

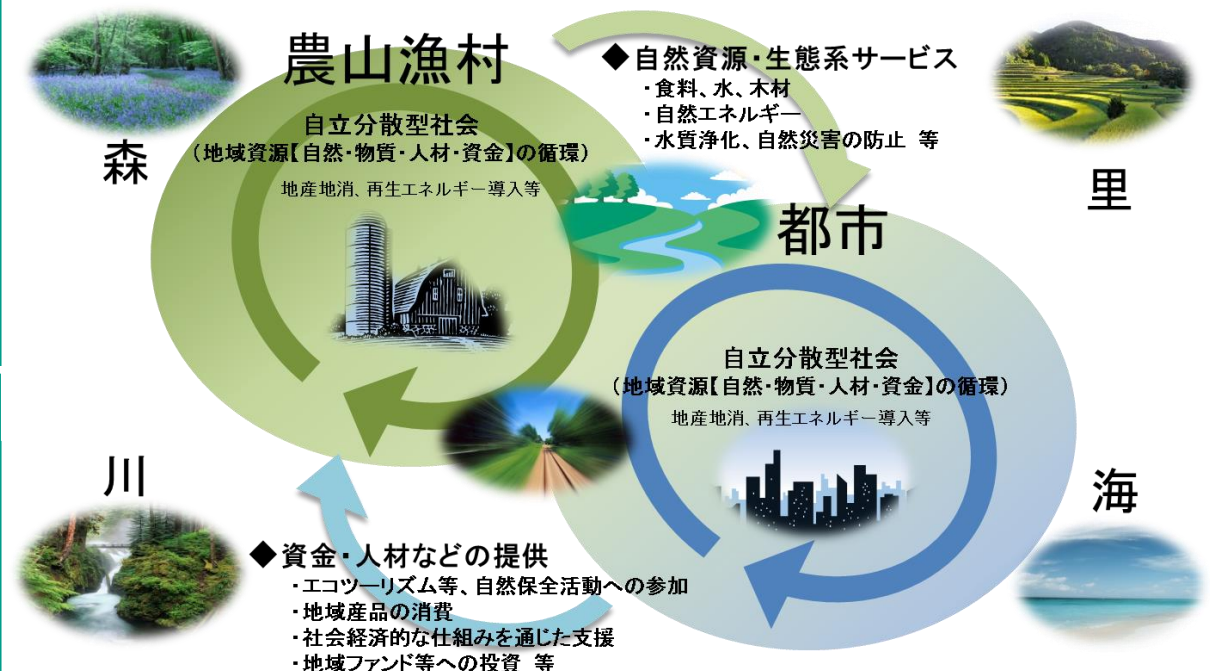


国際的な潮流



地域循環共生圏

- 各地域がその特性を生かした強みを発揮
 - 地域資源を活かし、自立・分散型の社会を形成
 - 地域の特性に応じて補完し、支え合う



第五次環境基本計画の点検の範囲と点検スケジュール

【点検の体制】

各部会は、各部会が対象とする範囲の施策について点検を行い、その結果を総合政策部会に報告する。総合政策部会は各部会からの報告等を踏まえ、計画全体について総合的に点検する。

【点検の範囲】

第2部第2章「重点戦略ごとの環境政策の展開」／第2部第3章「重点戦略を支える環境政策の展開」
第4部「環境保全施策の体系」

【点検スケジュール】

	点検スケジュール	総合政策部会の点検スケジュール
1年目（2018年度）	点検の準備	—
2年目（2019年度）	【第1回】 各部会による各分野の点検	12月20日 点検①
3年目（2020年度）	【第1回】 各部会による点検及び取りまとめ	7月28日 点検② 12月1日 点検報告書取りまとめ
4年目（2021年度）	【第2回】 2年目と同じ	10月25日 点検①
5年目（2022年度）	【第2回】 3年目と同じ（最終的な点検）	8月2日 点検② 秋～冬 点検報告書取りまとめ
6年目（2023年度）	計画の見直し	—

→第1回点検、第2回点検において重点的に点検を行う分野を設定。

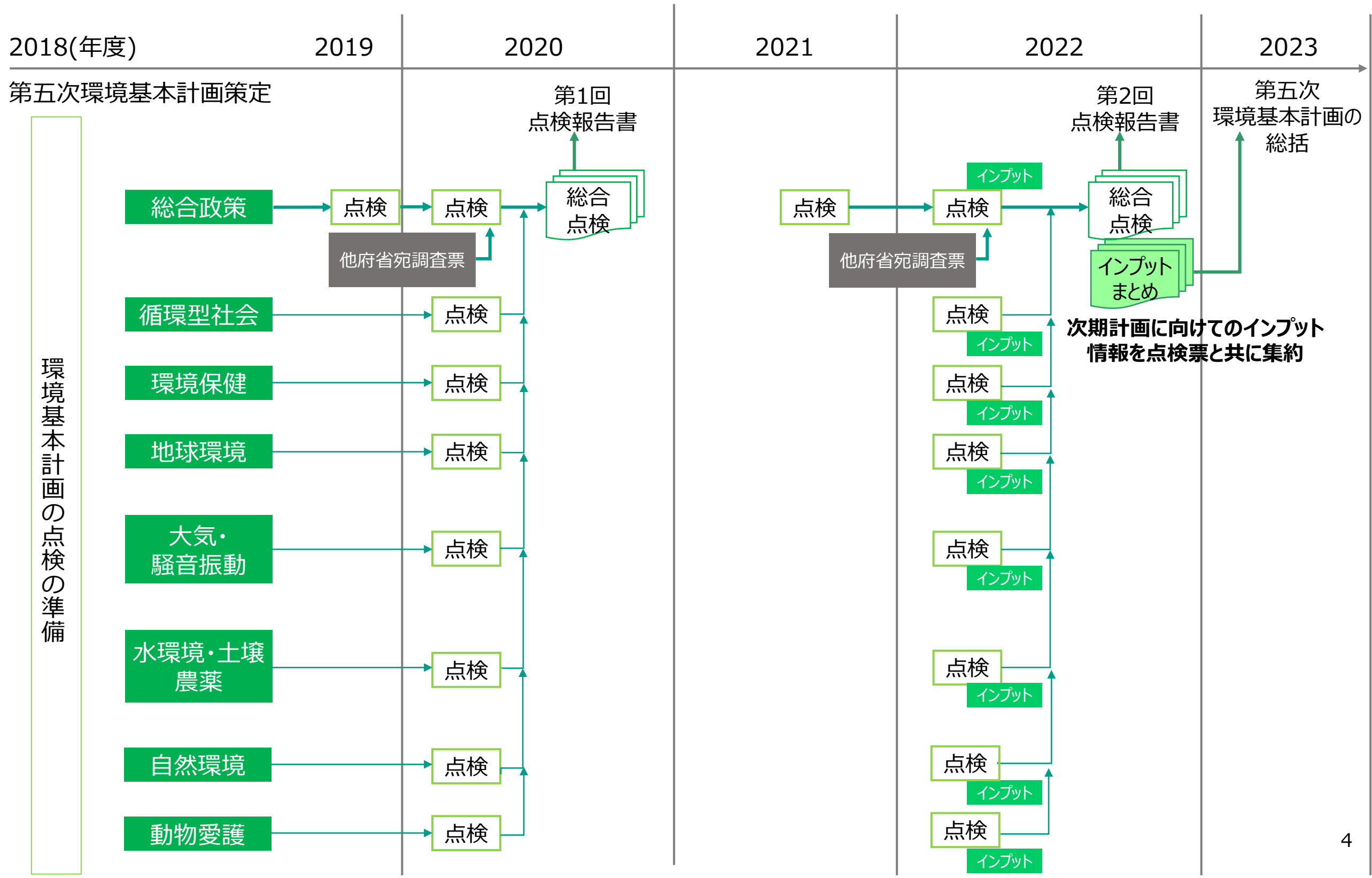
（第2回点検分野の設定）

第2回点検分野の設定に当たっては、第1回点検分野で選定しなかった項目及び第1回点検分野として取り上げた項目のうち、進捗状況を確認する必要がある項目を重点的に点検する。さらに今年度は最終的な点検年次にあたるため、全体的な進捗状況を確認し、第五次環境基本計画の総括を行う（2022年度秋を予定）。

＊個別計画が策定されている分野においては当該計画の点検内容を活用。

第五次環境基本計画の点検スケジュール

- ・点検は、最小限のリソースで最大限の結果を得るために、可能な限り現行システムを活用して行う
- ・各部会は第2回点検総括時に点検結果と共に次期計画に向けてのインプット情報を提出、第五次環境基本計画の総括に活用する



第五次環境基本計画の第1回点検分野（点検完了）

【第2部第2章「重点戦略ごとの環境政策」の第1回点検分野と担当部会】

「重点戦略」	担当部会
1. 持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築	
（1）企業戦略における環境ビジネスの拡大・環境配慮の主流化	総合政策部会
（3）金融を通じたグリーンな経済システムの構築	総合政策部会
2. 国土のストックとしての価値の向上	
（1）自然との共生を軸とした国土の多様性の維持	自然環境部会 水環境部会（海洋環境の保全、健全な水循環の維持回復の部分）
（2）持続可能で魅力あるまちづくり・地域づくり	総合政策部会
3. 地域資源を活用した持続可能な地域づくり	
＜環境で地域を元気にする地域循環共生圏創造のためのプラットフォーム構築＞	総合政策部会
（1）地域のエネルギー・バイオマス資源の最大限の活用	地球環境部会 循環型社会部会（バイオマス資源関係）
（3）都市と農山漁村の共生・対流と広域的なネットワークづくり	総合政策部会
4. 健康で心豊かな暮らしの実現	
（3）安全・安心な暮らしの基盤となる良好な生活環境の保全	
・健全で豊かな水環境の維持・回復	水環境部会
・化学物質のライフサイクル全体での包括的管理	環境保健部会
・マイクロプラスチックを含む海洋ごみ対策の推進	水環境部会

【第2部第3章「重点戦略を支える環境政策」の第1回点検分野と担当部会】

「重点戦略を支える環境政策」	担当部会
1. 気候変動対策	地球環境部会
2. 循環型社会の形成	循環型社会部会
4. 環境リスクの管理	
（1）水・大気・土壌の環境保全 （大気関係を除く。）	水環境部会 土壌農薬部会
（2）化学物質管理	環境保健部会 土壌農薬部会

【第4章 環境保全施策の体系の点検】

環境白書の取りまとめを通じ、「環境保全施策の体系」に係る取組の進捗状況の点検を行う

第五次環境基本計画の第2回点検分野 ①

【第2部第2章「重点戦略ごとの環境政策」の第2回点検分野と担当部会】

「重点戦略」	担当部会
1. 持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築	
(2) 国内資源の最大限の活用による国際収支の改善・産業競争力の強化	地球環境部会 循環型社会部会（バイオマス資源循環関係）
(4) グリーンな経済システムの基盤となる税制	総合政策部会
2. 国土のストックとしての価値の向上	
(1) 自然との共生を軸とした国土の多様性の維持	自然環境部会（海洋環境の保全の部分を除く）
(3) 環境インフラやグリーンインフラ等を活用したレジリエンスの向上	循環型社会部会 自然環境部会 地球環境部会
3. 地域資源を活用した持続可能な地域づくり	
(1) 地域のエネルギー・バイオマス資源の最大限の活用	
・地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入	総合政策部会
・地域新電力等の推進	
(2) 地域の自然資源・観光資源の最大限の活用	自然環境部会 総合政策部会（文化的資源の活用関係）
4. 健康で心豊かな暮らしの実現	
(1) 環境にやさしく健康で質の高い生活への転換	総合政策部会 循環型社会部会（食品ロス関係） 地球環境部会（低炭素関係） 自然環境部会（新湯治関係） 動物愛護部会（ペット関係）
(2) 森・里・川・海とつながるライフスタイルの変革	総合政策部会
(3) 安全・安心な暮らしの基盤となる良好な生活環境の保全	
・良好な大気環境の確保	大気・騒音振動部会
・廃棄物の適正処理の推進	循環型社会部会
・快適な感覚環境の創出	大気・騒音振動部会
・ヒートアイランド対策	大気・騒音振動部会

第五次環境基本計画の第2回点検分野 ②

【第2部第2章「重点戦略ごとの環境政策」の第2回点検分野と担当部会】

「重点戦略」	担当部会
5. 持続可能性を支える技術の開発・普及	
(1) 持続可能な社会の実現を支える最先端技術の開発	地球環境部会 循環型社会部会 総合政策部会
(2) 生物・自然の摂理を応用する技術の開発	地球環境部会 総合政策部会 自然環境部会
(3) 持続可能な社会の実現に向けた技術の早期の社会実装の推進	総合政策部会
6. 国際貢献による我が国のリーダーシップの発揮と戦略的パートナーシップの構築	
(1) 国際的なルール作りへの積極的関与・貢献	地球環境部会
(2) 海外における持続可能な社会の構築支援	地球環境部会

【第2部第3章「重点戦略を支える環境政策」の第2回点検分野と担当部会】

「重点戦略を支える環境政策」	担当部会
3. 生物多様性の確保・自然共生	自然環境部会
4. 環境リスクの管理	
(1) 水・大気・土壌の環境保全（大気関係）	大気・騒音振動部会
(3) 環境保健対策	環境保健部会
5. 各種施策の基盤となる施策	総合政策部会
6. 東日本大震災からの復興・創生及び今後の大規模災害発災時の対応	
(1) 東日本大震災からの復興・創生	循環型社会部会 環境保健部会（健康管理関係）
(2) 自然災害への対応	循環型社会部会 大気・騒音振動部会 動物愛護部会

【第4章 環境保全施策の体系の点検】

環境白書の取りまとめを通じ、「環境保全施策の体系」に係る取組の進捗状況の点検を行う

点検の視点

各部会は、**重点戦略全体を俯瞰しながら**、以下の観点からも、必要に応じ、確認、検討を行う。

- 各部会の担当部分に記載されている施策が実施されているか、取組の弱い部分はないか、効果は生じているか、足りない施策はないか。
 - 担当分野における環境保全上の効果に加え、**他の環境保全上の効果が発揮**できるような施策になっているか、そのための施策はいかにあるべきか。
 - **経済・社会面での効果**はどのくらいあるのか、経済・社会面での効果を高めるためにはどのような取組があり得るか。
 - 関係府省等の他の施策とどのように**有機的に連携**できるのか。
 - **地域循環共生圏の創造**にどの程度貢献できているか。
 - 経済社会システム、ライフスタイル、技術といった**あらゆる観点からのイノベーションの可能性**があるか。
 - **環境保全と新型コロナウイルス感染症への対応**を有機的に連携できているか。
 - **2050年カーボンニュートラル社会の実現**に向けてどのような取組があり得るか。
 - **ライフスタイルの転換**につながる取組があり得るか。
 - **Well-beingや幸福度の向上**につながる取組があり得るか。
- ※前回の総政部会での委員ご意見や昨今の状況を踏まえ、今回追加。
- 上記の点検を行うに当たっては、必要に応じ、点検分野に関する具体的な取組事例（事業者、自治体、NPO等）、関係省庁に係るヒアリングや調査などを行い、現場における課題やニーズを明らかにする。
 - 各部会は、点検を通じ、計画内容の見直しに向けた論点の整理を行う。

点検に当たっての指標の活用

- 重点戦略

- ・ 第五次環境基本計画の進捗状況に係る指標を活用する。
なお、特に重点戦略の進捗は指標だけで測れない面もあることから、指標のみで進捗を判断するのではなく、全体として重点戦略が進捗したかどうかを定性的及び定量的の両面から評価することとする。

- 重点戦略を支える環境政策

- ・ 「気候変動対策」、「循環型社会の形成」、「生物多様性の確保・自然共生」については各分野の個別計画に位置付けられた指標を活用する。
- ・ 「環境リスクの管理」のうち「（１）水・大気・土壌の環境保全」、「（２）化学物質管理」については本計画に位置付けられた指標を活用する。

- 共通事項

- ・ 第五次環境基本計画の進捗状況に係る指標、重点戦略を支える環境政策に関する指標ともに、必要に応じて適宜見直しを行い、それを反映する。

第五次環境基本計画の点検報告書における指標の表示方法

- 第五次環境基本計画の進捗を測る指標の表示方法については、指標検討委員会での議論も踏まえ、以下のとおり整理する。
- なお、点検に当たっては、第 1 回点検分野に関わらず、6 つの重点戦略の柱ごとに設定した指標全ての指標を活用することで総合的な環境基本計画の点検を担保することとする。

項目		評価の基準
基準年		2000年 ＊ 2000年時点のデータがない指標については、2000年以降の最古値
評価期間（長期）		基準年（2000年あるいは2000年以降の最古値）から最新値までの期間 ＊ 評価期間が10年に満たない場合は評価なし
評価期間（前年比）		前年度からの単純比較 ＊ 前年度値がない場合は直近の値との比較した上で、留意点にいつとの比較を記載。
「横ばい」とする バウンダリー設定	長期	基準年から最新年までの期間で 1 割（10年以上の場合のみ）
	前年比	1 %
表示方法（マーク）	定量的な指標	3 段階の色付き矢印（   ) ＊ マークの色は、望ましい傾向を青、横ばい傾向を黄、望ましくない傾向を赤とする。 ＊ 目指すべき方向性がない指標、データが不足している指標は評価せず「―」とする ＊ 「目標値を定めない」ことから、「何をもって低水準とするのか」が決まらないため、増減幅（レベル）の表示はしない。
本手法が適さない性質の定量的な指標の扱い		留意点にその旨を記載する他、目指すべき方向が定まらない指標については色なしの矢印を表示する
他計画で目標値が設定されている指標の扱い		留意点にその旨を記載するが、目標値との比較は行わない（その他指標と同じ扱いで評価）

総合政策部会における第2回点検の進め方

- 総合政策部会が点検担当となっている重点戦略及び重点戦略を支える環境政策の進捗については、省内及び関係府省に対してそれぞれの取組状況等を記した調査票を提出させ、これによって点検を行う。
(今回の関係府省庁：内閣官房、総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、警察庁、消費者庁等)
- 加えて、新型コロナウイルス感染症の拡大やウクライナ情勢等の影響を踏まえ、次期環境基本計画を見据えた今後の環境政策の在り方について、委員間の自由闊達な意見交換を行う。その際、必要に応じ、関係府省、企業、自治体、NPO等の取組についてもヒアリングや調査などを行い、現場における課題やニーズを明らかにするよう努めることとする。
- 点検報告書の取りまとめに当たっては、総合政策部会における点検を含む各部会の点検結果に関する報告書を一つにまとめるとともに、第五次環境基本計画の進捗状況に係る指標も活用して、定性的及び定量的の両面から全体的な評価を行うこととする。

本日も議論いただきたいこと

本日報告分の 第五次環境基本計画の点検結果について、 点検の視点（P8）に基づいた点検となっているか

→点検報告書取りまとめ及び計画見直しに向けた論点整理へ

	点検スケジュール	総合政策部会の点検スケジュール
1年目（2018年度）	点検の準備	—
2年目（2019年度）	【第1回】各部会による各分野の点検	12月20日 点検①
3年目（2020年度）	【第1回】各部会による点検及び取りまとめ	7月28日 点検② 12月1日 点検報告書取りまとめ
4年目（2021年度）	【第2回】2年目と同じ	10月25日 点検①
5年目（2022年度）	【第2回】3年目と同じ（最終的な点検）	8月2日 点検② 秋～冬 点検報告書取りまとめ
6年目（2023年度）	計画の見直し	—

重点戦略の進捗 (第2回点検分野)

各項目の評価には、各部会の個別意見を含む。

重点戦略 3

地域資源を活用した持続可能な地域づくり

重点戦略３：地域資源を活用した持続可能な地域づくり

（１）地域のエネルギー・バイオマス資源の最大限の活用

①地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入

●地域の特性に応じた多様な再生可能エネルギー源の活用

【取組】

- ・意欲的な脱炭素の取組を行う地方公共団体等に対して、「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」による支援
- ・下水道バイオマスの利用拡大
- ・下水熱利用の促進
- ・治水等多目的ダムにおける未利用水力エネルギーの活用促進
- ・小水力発電等の地域再エネ利用の円滑な推進

●再生可能エネルギーに関連する事業、省エネルギー事業、高齢者の見守り事業等を併せて行うことにより新たな雇用を生み出し、地域の活力の維持・発展に貢献

【取組】

- ・意欲的な脱炭素の取組を行う地方公共団体等に対して、「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」による支援
- ・災害・停電時に公共施設へのエネルギー供給が可能な再生可能エネルギー設備等の導入を支援

②地域新電力等の推進

●地域の低炭素化の自立的な普及を促進する事業体等の形成の推進

【取組】

- ・官民連携で行う地域に裨益する再生可能エネルギーに関する事業の実施・運営体制を構築する事業に対する支援

（総括）地域のエネルギー・バイオマス資源の最大限の活用

（総括的な進捗状況の評価、課題）

【地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入】

- 意欲的な脱炭素の取組を行う地方公共団体等に対して、「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」による支援
 - ✓ 現在、脱炭素ロードマップにおける集中期間であることから、積極的に脱炭素の取組を行う地方公共団体等に対する、「**地域脱炭素移行・再エネ推進交付金**」による支援を通じ、地域脱炭素への取組を進めている。
- 災害・停電時に公共施設へのエネルギー供給が可能な再生可能エネルギー設備等の導入を支援
 - ✓ 公共施設に再生可能エネルギーを活用した自立・分散型エネルギー等を導入することで、既存の電力供給先を地域内の再生可能エネルギー等に変更し、**CO₂排出削減に寄与**している。また、大規模災害時においても発電・電力供給等の機能発揮が可能となり、**災害時の事業継続性の向上に寄与**している。さらに、再生可能エネルギー余剰電力を蓄え、**電力供給が不足する時間帯に活用可能な蓄エネの導入を支援**している。
 - ✓ 本取組は防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策（令和2年12月11日閣議決定）としても位置付けられている。

【地域新電力等の推進】

- 官民連携で行う地域に裨益する再生可能エネルギーに関する事業の実施・運営体制を構築する事業に対する支援
 - ✓ 現在、脱炭素ロードマップにおける集中期間であることから、積極的に取り組む地方公共団体への支援を通じ、地域脱炭素への取組を進めている。

重点戦略３：地域資源を活用した持続可能な地域づくり

（２）地域の自然資源・観光資源の最大限の活用

①自然に育まれた多用な文化的資源の活用

- 地域固有の文化的資源を磨き上げ、各種ツーリズムとの連動を図るなど、その継承・活用を図る

【取組】

- ・文化財の保存と活用
- ・日本博を契機とした観光コンテンツの拡充
- ・地域の文化財の総合的な活用の推進

（総括）地域の自然資源・観光資源の最大限の活用

（総括的な進捗状況の評価、課題）

【自然に育まれた多様な文化的資源の活用】

- 新たな木材需要の創出及び消費者等の理解の醸成
 - ✓ 文化財の保存に必要な用具や原材料等の確保や適切な周期での文化財修理等のための五カ年計画（令和4～8年度）として「文化財の匠プロジェクト」を策定した。
- 「文化財の匠プロジェクト」の更なる対応策等については、文化審議会文化財分科会企画調査会において引き続き検討を進め、令和4年末を目途にとりまとめを行う。
- 引き続き、地方公共団体や関係機関等と連携することで、**地域の文化財の総合的な活用の推進**や**観光インバウンドの需要回復**及び**地方誘客**に努める。
- **2025年の大阪・関西万博に向けて「日本博2.0」として、「日本の美と心」というテーマを中核としつつ、様々な方々の参画を得ながら、新しい価値創造を進め、文化の力で、社会課題の解決と経済社会の新しい成長に挑戦するような取り組みを実施する。**

(個表) 3 (1) 地域のエネルギー・バイオマス資源の最大限の活用 (地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入①)

(計画のポイント)

- 地域の特性に応じた**多様な再生可能エネルギー源の活用（地域脱炭素移行・再エネ導入推進）**
- 再生可能エネルギーに関連する事業、省エネルギー事業、高齢者の見守り事業等を併せて行うことにより**新たな雇用を生み出し、地域の活力の維持・発展に貢献**

(取組の進捗状況)

意欲的な脱炭素の取組を行う地方公共団体等に対して、「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」による支援

- 「地域脱炭素ロードマップ」（令和3年6月9日第3回国・地方脱炭素実現会議決定）及び地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）に基づき、意欲的な脱炭素の取組を行う地方公共団体等に対し複数年度にわたり継続的かつ包括的に支援するスキームとして令和4年度に新たに「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」を設け、集中的・重点的に支援しているところ。
 - 脱炭素先行地域づくり事業への支援（交付率：原則2/3）
再エネ設備の導入に加え、再エネ利用最大化のための基盤インフラ設備（蓄電池、自営線等）や省CO₂等設備の導入、これらと一体となってその効果を高めるために実施するソフト事業を対象。
 - 重点対策加速化事業への支援（交付率：2/3～1/3、定額）
屋根置きなど自家消費型の太陽光発電や住宅の省エネ性能の向上などの脱炭素の基盤となる重点対策を複合的に実施する事業を対象。

(2050年カーボンニュートラル・脱炭素社会の実現に向けた取組)

意欲的な脱炭素の取組を行う地方公共団体等に対して、「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」による支援

- 少なくとも100か所の「脱炭素先行地域」で、2025年度までに脱炭素に向かう地域特性等に応じた先行的な取組実施の道筋を付け、2030年度までに実施するとともに、脱炭素の基盤となる重点対策を全国各地で実施し、各地の創意工夫を横展開する。

（個表） 3 （1）地域のエネルギー・バイオマス資源の最大限の活用 （地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入①）

（環境面での効果及び評価指標）

民生部門（家庭部門及び業務その他部門）の電力消費に伴うCO₂排出量ゼロに向けた取組

- エネルギー起源二酸化炭素の排出削減量
- 先行地域づくり事業及び重点対策加速化事業の件数

（経済面・社会面での効果及び評価指標）

脱炭素の取組に伴う地域課題の解決や住民の暮らしの質の向上等とその効果

- 各地方公共団体が事業計画内でKPIや目標を設定。脱炭素と地域課題を同時解決する。
（例）頻発・激甚化する災害に強い地域づくり（国土強靱化・レジリエンス向上）
将来世代を含む地域住民の健康の維持と暮らしの改善（Well-beingの実現）
大都市圏から地方への分散移住（一極集中の解消）
豊かな自然との共生（人間らしいライフスタイル）

（Well-beingや幸福度の向上につながる可能性）

将来世代を含む地域住民の健康の維持と暮らしの改善（Well-beingの実現）

- （例）住宅の断熱性等を向上させることは快適な住まいの実現につながる。
エネルギー源として再エネを活用した、MaaS※等の新しいサービス形態による交通システムを整備することにより、高齢者等を含めた地域住民の暮らしを支える移動手段の確保につながる。
※MaaS：「Mobility as a Service」の略。地域住民や旅行者一人一人のトリップ単位での移動ニーズに対応して、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせて検索・予約・決済等を一括で行うサービス

(個表) 3 (1) 地域のエネルギー・バイオマス資源の最大限の活用
(地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入①)

地域脱炭素移行・再エネ推進交付金

地方自治体が、2030年度目標及び2050年カーボンニュートラルに向けて、意欲的な脱炭素の取組を複合的かつ複数年度にわたり、計画的に柔軟に実施することを可能とするため、**総合的な交付金を創設**

【令和4年度(初年度) 予算】 **200億円**

脱炭素先行地域づくり事業

交付
対象

脱炭素先行地域づくりに取り組む地方自治体
(一定の地域で民生部門の電力消費に伴うCO2排出実質ゼロ達成等)

交付率

原則 2 / 3

※財政力指数が全国平均(0.51)以下の自治体は、
一部の設備の交付率を 3 / 4

支援
内容

再エネ設備、基盤インフラ設備、省CO2等設備等

・地域の再エネポテンシャルを最大限活かした再エネ等設備の導入
〔再エネ発電設備、再エネ熱・未利用熱利用設備等〕

・地域再エネ等の利用の最大化のための基盤インフラ設備の導入
〔蓄エネ設備、自営線、再エネ由来水素関連設備、エネマネシステム等〕

・地域再エネ等の利用の最大化のための省CO2等設備の導入
〔ZEB・ZEH、断熱改修、ゼロカーボンドライブ、その他各種省CO2設備等〕



重点対策加速化事業

地域共生型再エネや省エネ住宅など
重点対策を加速的に行う地方自治体

2 / 3 ~ 1 / 3、定額

重点対策の組み合わせ等

- ・自家消費型の太陽光発電
- ・地域共生・地域裨益型再エネの立地
- ・業務ビル等の徹底省エネ・ZEB化誘導
- ・住宅・建築物の省エネ性能等の向上
- ・ゼロカーボン・ドライブ



**(個表) 3 (1) 地域のエネルギー・バイオマス資源の最大限の活用
(地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入①)**

脱炭素先行地域選定結果 (第一回)

- 共同提案を含め日本全国の102の地方公共団体から79件の計画提案が提出
- 第1回目として、2022年4月26日に、26件を脱炭素先行地域として選定
- 今後も、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、2025年度までに少なくとも100カ所の脱炭素先行地域を選定することを念頭に、年2回程度の募集と選定を予定

都道府県	市区町村	共同提案者
北海道	石狩市	
北海道	上士幌町	
北海道	鹿追町	
宮城県	東松島市	一般社団法人東松島みらいとし機構
秋田県	秋田県	秋田市
秋田県	大潟村	
埼玉県	さいたま市	埼玉大学、芝浦工業大学、 東京電力パワーグリッド株式会社埼玉総支社
神奈川県	横浜市	一般社団法人横浜みなとみらい21
神奈川県	川崎市	脱炭素アクションみぞのくち推進会議、 アマゾンジャパン合同会社
新潟県	佐渡市	新潟県
長野県	松本市	大野川区、信州大学
静岡県	静岡市	
愛知県	名古屋市	東邦ガス株式会社

都道府県	市区町村	共同提案者
滋賀県	米原市	滋賀県、ヤンマーホールディングス株式会社
大阪府	堺市	
兵庫県	姫路市	関西電力株式会社
兵庫県	尼崎市	阪神電気鉄道株式会社
兵庫県	淡路市	株式会社ほくだん、シン・エナジー株式会社
鳥取県	米子市	境港市、ローカルエナジー株式会社、株式会社山陰合同銀行
島根県	邑南町	おおなんきらりエネルギー株式会社
岡山県	真庭市	
岡山県	西粟倉村	株式会社中国銀行、株式会社エックス都市研究所、 テクノ矢崎株式会社
高知県	梼原町	
福岡県	北九州市	直方市、行橋市、豊前市、中間市、宮若市、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、 小竹町、鞍手町、香春町、荻田町、みやこ町、古富町、上毛町、築上町
熊本県	球磨村	株式会社球磨村森電力、球磨村森林組合
鹿児島県	知名町	和泊町、リコージャパン、 一般社団法人サステナブル経営推進機構

（個表） 3 （1）地域のエネルギー・バイオマス資源の最大限の活用 （地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入①）

重点対策加速化事業の取組例

- 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）は、全国津々浦々で重点的に導入促進を図るべき屋根置きなど自家消費型の太陽光発電やゼロカーボンドライブなどの取組を、地方公共団体が複数年度にわたり複合的に実施する場合に支援を行うものであり、2030年度排出削減目標達成等のために全国的な再エネ導入等の底上げを図るもの。
- 令和4年7月現在、22の地方公共団体（8県11市3町）において事業計画を策定。

（重点対策加速化事業における各取組の例）

重点対策①

屋根置きなど自家消費型の太陽光発電

【京都府京都市の事例】

- 条例で独自に義務付ける基準量以上の再エネを導入する約700施設への太陽光発電導入を支援。



事業所の屋根置き太陽光発電設備

重点対策②

地域共生・地域裨益型再エネの立地

【高知県の事例】

- 県内市町村と連携し、JA等への木質バイオマス設備約60台の導入を支援。



ビニールハウス用
バイオマスボイラー

重点対策③

公共施設など業務ビル等における徹底した省エネと再エネ電気調達と更新や改修時のZEB化誘導

【長野県の事例】

- 警察駐在所をゼロカーボン駐在所としてZEB化



ゼロカーボン駐在所

重点対策④

住宅・建築物の省エネ性能等の向上

【山形県の事例】

- 県独自の高性能住宅「やまがた健康住宅」600戸の導入を支援。省エネ設備だけではなく、太陽光や蓄電池の同時導入を支援。



やまがた健康住宅 資料）飯豊町

重点対策⑤

ゼロカーボン・ドライブ

【島根県美郷町の事例】

- 個人への車載型蓄電池75台導入を支援（町の協調補助あり）。災害協定を交わし、大規模災害の際に非常用電源として活用。



電気自動車からの外部給電

（個表） 3 （１）地域のエネルギー・バイオマス資源の最大限の活用 （地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入②）

（計画のポイント）

再生可能エネルギーに関連する事業、省エネルギー事業、高齢者の見守り事業等を併せて行うことにより新たな雇用を生み出し、地域の活力の維持・発展に貢献

（取組の進捗状況）

災害・停電時に公共施設へのエネルギー供給が可能な再生可能エネルギー設備等の導入を支援

- 公共施設への再生可能エネルギー設備等の導入を支援し、平時の脱炭素化に加え、災害時にもエネルギー供給等の機能発揮を可能とする。
 - ・ 防災・減災に資する再生可能エネルギー設備、未利用エネルギー活用設備、コジェネレーションシステム（CGS）及びそれらの附帯設備（蓄電、充放電設備・充電設備、自営線、熱導管等）並びに省CO₂型設備（高機能換気設備、省エネ型浄化槽含む）等を導入する費用の一部を補助。CO₂削減に係る費用対効果の高い案件を採択することにより、再エネ設備等の費用低減を促進。
補助率：都道府県・指定都市1/3、市区町村（太陽光発電又はCGS）1/2、市区町村（地中熱、バイオマス熱等）及び離島 2/3
 - ・ 再生可能エネルギー設備等の導入に係る調査・計画策定を行う事業の費用の一部を補助。
補助率：1/2（上限500万円）

（2050年カーボンニュートラル・脱炭素社会の実現に向けた取組）

災害・停電時に公共施設へのエネルギー供給が可能な再生可能エネルギー設備等の導入を支援

- 地域脱炭素ロードマップ（令和3年6月9日第3回国・地方脱炭素実現会議決定）において、国・自治体の公共施設における再生可能エネルギーの率先導入が掲げられ、また、昨今の災害リスクの増大に対し、災害・停電時に公共施設へのエネルギー供給等が可能な再エネ設備等を整備することにより、地域のレジリエンス（災害や感染症に対する強靱性の向上）と地域の脱炭素化を同時実現する。

（個表） 3 （1）地域のエネルギー・バイオマス資源の最大限の活用 （地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入②）

（環境面での効果及び評価指標）

エネルギー起源CO₂排出削減効果

- 設備導入補助によるCO₂排出削減見込量
 - ・ 定量的な取組の進捗

	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	中間目標		目標最終年度	
					7	年度	12	年度
成果実績	t-CO ₂	-	-	-	-	-	-	-
目標値	t-CO ₂	-	-	-	670,773	-	935,728	-
達成度	%	-	-	-	-	-	-	-

- ・ 令和3年度～令和7年度事業のため、成果実績なし。

出典：令和3年度行政事業レビューシート（地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業）より作成

（経済面・社会面での効果及び評価指標）

災害時に役立つ避難施設防災拠点の再エネ・蓄エネシステムに関する対策

- 災害・停電時に機能発揮を可能とした避難施設・防災拠点の箇所数
 - ・ 中長期の目標：（累計）1,000箇所（令和7年度）
 - ・ 再生可能エネルギー設備等の導入により、避難施設・防災拠点を災害・停電時にも機能発揮することで、被災者の負担等を軽減する（地域レジリエンスの強化）

（コロナ禍・ポストコロナ時代に対する取組）

災害・停電時に公共施設へのエネルギー供給が可能な再生可能エネルギー設備等の導入を支援

- 昨今の災害リスクの増大に伴い、災害・停電時の公共施設へのエネルギー供給等が可能な再エネ設備等を整備し、併せて高機能換気設備の導入の推進や感染症対策を踏まえた地域の防災体制構築を推進することにより、災害や感染症に強い脱炭素地域づくりを推進する。

（個表） 3 （1）地域のエネルギー・バイオマス資源の最大限の活用 （地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入②）

地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業



【令和4年度予算額 2,000百万円（5,000百万円）】

【令和3年度補正予算額 7,000百万円】



災害・停電時に公共施設へエネルギー供給が可能な再生可能エネルギー設備等の導入を支援します。

1. 事業目的

地域脱炭素ロードマップ（令和3年6月9日第3回国・地方脱炭素実現会議決定）において、国・自治体の公共施設における再生可能エネルギーの率先導入が掲げられ、また、昨今の災害リスクの増大に対し、災害・停電時に公共施設へのエネルギー供給等が可能な再生設備等を整備することにより、地域のレジリエンス（災害や感染症に対する強靱性の向上）と地域の脱炭素化を同時実現する。

2. 事業内容

公共施設※1への再生可能エネルギー設備等の導入を支援し、平時の脱炭素化に加え、災害時にもエネルギー供給等の機能発揮を可能とする。

①：防災・減災に資する再生可能エネルギー設備、未利用エネルギー活用設備、コジェネレーションシステム（CGS）及びそれらの附帯設備（蓄電、充放電設備・充電設備、自営線、熱導管等）並びに省CO2型設備（高機能換気設備、省エネ型浄化槽含む）等を導入する費用の一部を補助※2。CO2削減に係る費用対効果の高い案件を採択することにより、再生設備等の費用低減を促進。

※1 地域防災計画により災害時に避難施設等として位置付けられた公共施設又は業務継続計画により災害等発生時に業務を維持するべき施設（例：防災拠点・避難施設・広域防災拠点・代替庁舎 など）

※2 補助率は、都道府県・指定都市：1/3、市区町村（太陽光発電又はCGS）：1/2、市区町村（地中熱、バイオマス熱等）及び離島：2/3 （注）共同申請する民間事業者も同様

※3 EVについては、通信・制御機器、充放電設備又は充電設備とセットで外部給電可能なEVに蓄電容量の1/2（電気事業法上の離島は2/3）×4万円/kWhを補助（上限あり）。

②：再生可能エネルギー設備等の導入に係る調査・計画策定を行う事業の費用の一部を補助。

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業 ①補助率1/3、1/2又は2/3 ②1/2（上限：500万円/件）
- 補助対象 地方公共団体、民間事業者・団体等（エネルギーサービス・リース・ESCO等を想定）
- 実施期間 令和3年度～令和7年度

4. 支援対象

公共施設等



地域のレジリエンス強化・脱炭素化

①再生可能エネルギー設備・未利用エネルギー設備・コジェネレーション・蓄エネ設備



③省CO2型設備等



(個表) 3 (1) 地域のエネルギー・バイオマス資源の最大限の活用 (地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入③)

(計画のポイント)

地域の特性に応じた多様な再生可能エネルギー源の活用 (バイオマス、下水熱)

(取組の進捗状況)

① 下水道バイオマスの利用拡大

- 社会資本整備総合交付金事業、下水道エネルギー拠点化コンシェルジュによるアドバイザー派遣等により、バイオガス化や固形燃料化、地域バイオマス活用等のエネルギー化を推進した。
- 引き続き、社会資本整備総合交付金事業や下水道エネルギー拠点化コンシェルジュによるアドバイザー派遣の他、22年度に創設した下水道脱炭素化推進事業や、省エネ診断の実施支援等により更なる省エネ・創エネの取組を推進する。

② 下水熱利用の推進

- 下水道エネルギー拠点化コンシェルジュにより、令和元年～3年度において、2つの地方公共団体等において下水熱利用に係る支援を実施するとともに、下水熱マニュアル（案）を改訂し、技術整理を実施し普及展開に努めた。
- 引き続き、下水道エネルギー拠点化コンシェルジュによる地方公共団体への案件形成支援を実施する。

(2050年カーボンニュートラル・脱炭素社会の実現に向けた取組)

下水道バイオマス等を活用した地域再エネ利用の拡大

- 下水汚泥バイオマス等の利用推進に向けた革新的技術の導入を促進するとともに、下水道バイオマス地域で発生する生ごみ、食品廃棄物、家畜排せつ物等のバイオマスを下水処理場に集約することや、廃棄物処理施設との熱融通など地域全体での連携を推進しつつ、広域的・効率的な汚泥利用とともにメタン発酵や乾燥・炭化処理によるエネルギー化を進める。

(個表) 3 (1) 地域のエネルギー・バイオマス資源の最大限の活用 (地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入③)

(計画のポイント)

地域の特性に応じた多様な再生可能エネルギー源の活用（水力）

(取組の進捗状況)

①治水等多目的ダムにおける未利用水力エネルギーの活用促進

- 国土交通省が所管する治水等多目的ダムにおいて、最新の気象予測を活用してダムの貯水位を運用することで、未利用の水力エネルギーの活用を推進する取組について、2022年度より現場実証を開始する。
- 自治体が管理するダムを含めた国土交通省が所管する治水等多目的ダムのうち、発電利用されていないダムの状況を2021年度に把握し、河川維持放流等を活用した管理用水力発電の導入を推進している。

②小水力発電等の地域再エネ利用の円滑な推進

- 従属発電について、許可制に代えて登録制を導入したことにより、農業用水等を利用した従属発電の導入を促進するとともに、改正地球温暖化対策推進法（令和3年5月成立）により新たに創設された地域脱炭素化促進事業の認定に基づく手続きのワンストップ化等により、地域再エネ利用の円滑な推進を図っている。
- 小水力発電事業者が円滑に河川法の手続きを行えるよう、地方整備局及び河川事務所に設置した窓口を通じ、河川法の申請手続きの相談、河川管理者が調査したデータの提供、先行事例の紹介等により小水力発電のプロジェクト形成を支援している。

(2050年カーボンニュートラル・脱炭素社会の実現に向けた取組)

未利用水力エネルギーの更なる活用の促進

- 2050年カーボンニュートラルに貢献するため、引き続き水力エネルギーの更なる活用を促進する。

(個表) 3 (1) 地域のエネルギー・バイオマス資源の最大限の活用 (地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入③)

水循環政策における再生可能エネルギーの導入促進

- ・ カーボンニュートラル社会の実現を目指し、再生可能エネルギーを一層促進する必要がある。
 - ・ このため、「再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース」での議論も踏まえ、2030年、2050年の水循環政策における再生可能エネルギー導入促進に向けた数値目標とロードマップを順次策定※。
- 政府として、水循環政策において水力・太陽光・バイオガス・バイオマスの3つの発電で2030年までに7億kWhを上回る導入を目指す。
- ※直近では令和3年12月に公表
- ・ 国土交通省においては、所管する河川・治水等多目的ダム・下水道施設における再生可能エネルギーの導入促進に向けて取組を進める。

水力発電

- **最新の気象予測技術を活用したダムの運用改善**
国土交通省が所管する治水等多目的ダムにおいて最新の気象予測を活用してダムの貯水位を運用することで、未利用の水力エネルギーの活用を推進する。＜2030年までに72ダムで、まずは運用改善に取り組む＞

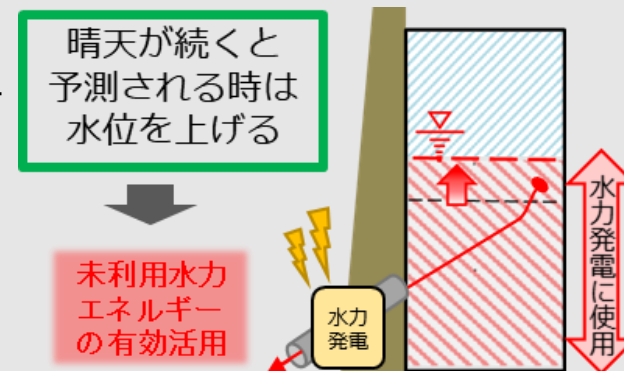
(例)

○多目的ダムに貯まった洪水を次の台風等に備えて水位低下させる際に、洪水対応に支障のない範囲で可能な限り発電に活用しながら放流。

○ダム下流の河川環境の整備と保全、異常渇水時の流量の補給等を目的に、非洪水期にダムの洪水調節容量内に一時的に貯留し、放流時に発電にも活用。※雨が予測された場合は、速やかにダムの水位を低下。

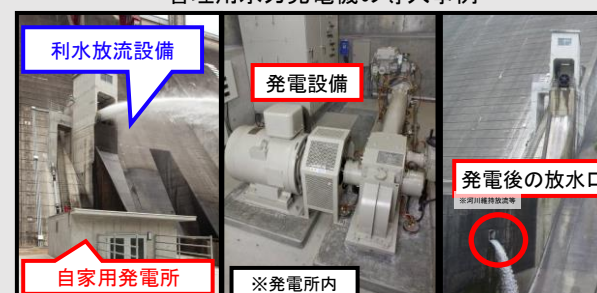
- **ダムの河川維持放流等を活用した管理用水力発電の導入**

自治体が管理するダムを含めた国土交通省が所管する治水等多目的ダムのうち、発電利用されていないダムについて、管理用水力発電の導入を推進。＜2030年までに約2800万kWh増(2021年度比)＞



※洪水調節容量内に貯留した水を発電に活用

管理用水力発電機の導入事例



水力発電

- **下水汚泥を活用した発電**
下水汚泥を有効活用したバイオガス発電を実施。＜2030年までに約13000万kWh増(2018年度比)＞

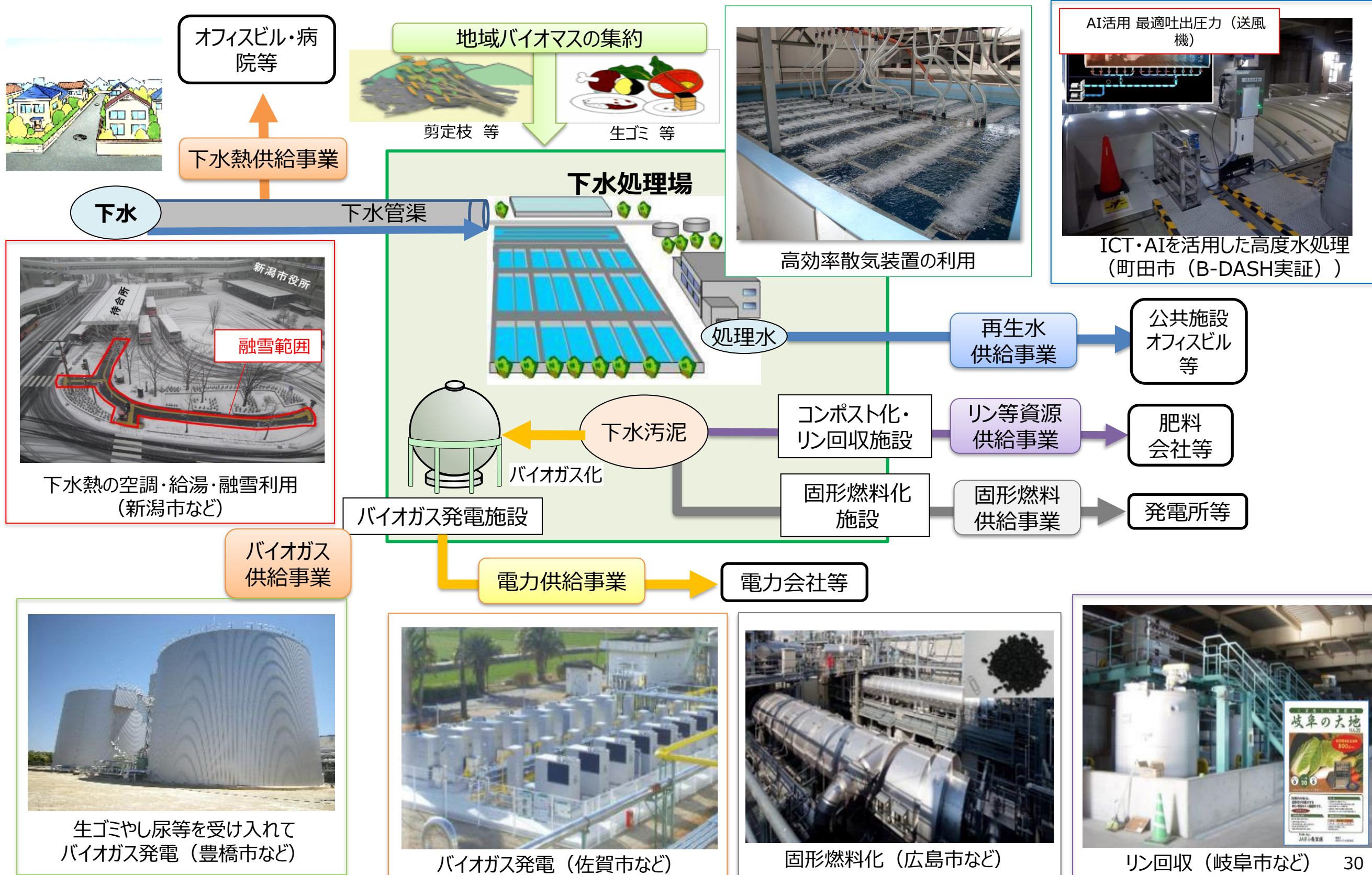


太陽光発電

- **下水道施設等への太陽光パネルの設置の促進**
下水道における水処理施設の上部空間に発電設備を導入。＜2030年までに約19000万kWh増(2018年度比)＞

（個表） 3 （1）地域のエネルギー・バイオマス資源の最大限の活用 （地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入③）

（参考）下水道における脱炭素化の推進（下水道バイオマスの利用拡大等）



（個表） 3 （１）地域のエネルギー・バイオマス資源の最大限の活用 （地域新電力等の推進）

（計画のポイント）

地域の低炭素化の自立的な普及を促進する事業体等の形成の推進（地域新電力等の推進）

（取組の進捗状況）

官民連携で行う地域に裨益する再生可能エネルギーに関する事業の実施・運営体制を構築する事業に対する支援

- 地方公共団体、地域金融機関、地元企業、市民等の地域のステークホルダーが参画・関与して、地域雇用による内発的な再エネの導入により、「地域の稼ぎ」を生み出し、さらにその稼ぎを再エネに再投資する持続的な事業実施・運営するための体制構築、及び事業体（地域新電力等）設立に必要なシステム構築、事業運営体制構築に必要な予備的実地調査等を支援しているところ。

（2050年カーボンニュートラル・脱炭素社会の実現に向けた取組）

官民連携で行う地域に裨益する再生可能エネルギーに関する事業の実施・運営体制を構築する事業に対する支援

- 「地域脱炭素ロードマップ」に基づき、2030年度46%削減目標の達成と2050年脱炭素社会の実現に貢献するため、改正地球温暖化対策推進法と一体となって、地域課題を解決し、地域の魅力と質を向上させる地方創生に貢献する取組として実施することが求められており、地域再エネの地産地消とそこで得られた収益を地域の再エネ設備の導入等に還元することによって、地域の脱炭素化と地域活性化に貢献するための地域再エネ事業の実施・運営体制の構築等を支援するもの。

（ライフスタイルの転換につながる可能性）

設立された事業体による将来的な地域の課題解決への取組

- 将来的に当該事業体が得る利益をもって、地域の課題を解決する際に、課題解決手法としてモビリティサービスを開始するなどの住民サービスに取り組んだ場合に、地域住民のライフスタイルの転換につながっていく可能性がある。

（個表） 3 （ 1 ） 地域のエネルギー・バイオマス資源の最大限の活用 （地域新電力等の推進）

地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業のうち、



（ 2 ） 官民連携で行う地域再エネ事業の実施・運営体制構築支援

地域の内発的な再エネ導入事業を持続的に行うための実施・運営体制の構築を支援します。

1. 事業目的

地方公共団体、地域金融機関、地元企業、市民等の地域のステークホルダーが参画・関与して、地域雇用による内発的な再エネ導入により、「地域の稼ぎ」を生み出し、さらにその稼ぎを再エネに再投資する持続的な事業実施・運営するための体制構築、及び事業の実施・運営体制の構築と一体で実施する事業実施予定区域の予備的調査を支援する。

2. 事業内容

地域再エネの地産地消とそこで得られた収益を地域の再エネ設備の導入等に還元することによって、地域の脱炭素化と地域活性化に貢献し、地域エネルギー収支の改善に資する事業実施・運営体制を構築する以下の業務について支援を行う。

- ・事業スキーム検討（例：再エネ調達方法（自社開発、地域内企業との協定締結による調達など）、地域内での需要確保、収益の地域還元方法）
- ・事業性検討（例：事業の採算性評価、出資主体間の合意）
- ・事業体（地域新電力等）設立に必要な需給管理システム、顧客管理体制の構築等
- ・専門人材確保（例：事業運営に必要な人材の専門分野の特定、雇用確保）
- ・事業の実施・運営体制の構築に必要な予備的な実地調査（例：再エネ設備導入予定の区域における設備導入に必要な自然的条件等に関する予備的調査）

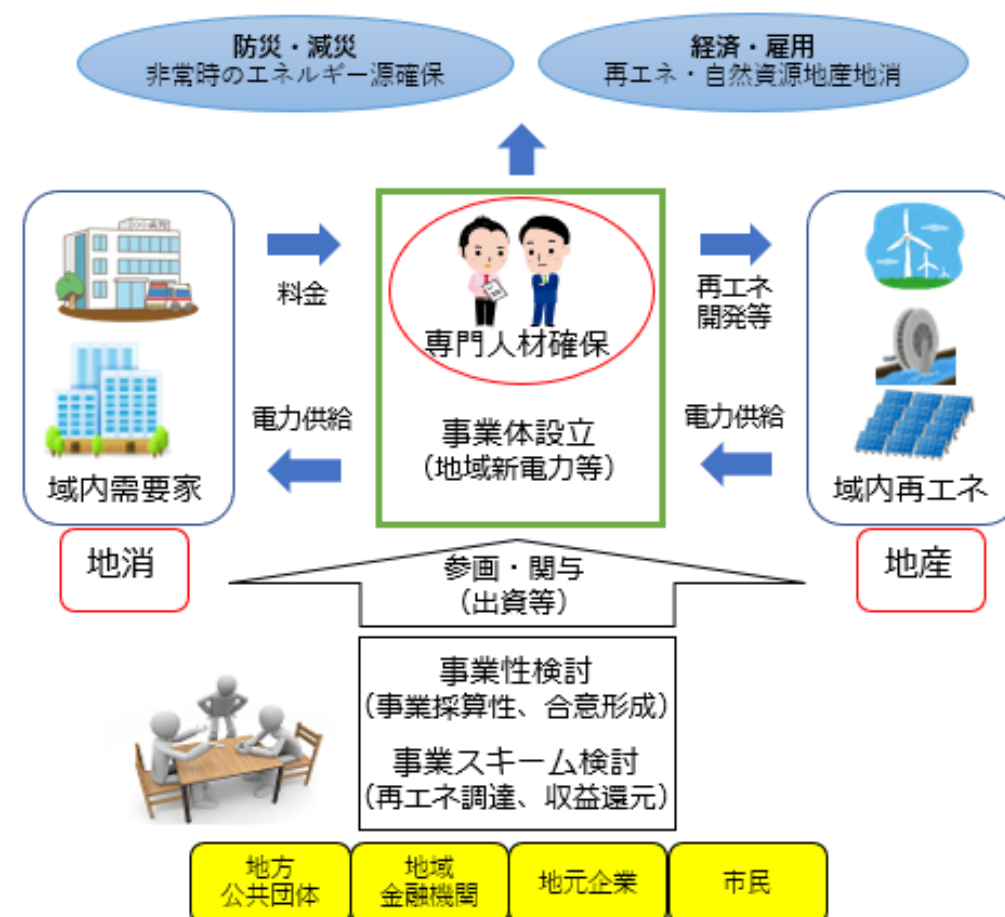
<補助率について> 事業の実施の結果として構築される実施・運営体制に対して以下の出資比率により算出

- ◆地方公共団体若しくは地域金融機関又はこれらの両方が出資し、かつ、当該地方公共団体、地元企業（地域金融機関を含む。）・団体及び一般市民の出資額が資本金額の50%を上回る場合は2 / 3
- ◆地元企業・団体及び一般市民の出資額が資本金額の50%を上回る場合並びに地方公共団体が出資する場合1 / 2
- ◆上記以外の場合1 / 3

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助（定率2 / 3、1 / 2、1 / 3）
- 補助対象 地方公共団体（共同実施に限り民間事業者も対象）
- 実施期間 令和3年度～令和5年度

4. 事業イメージ



お問合せ先：環境省 大臣官房地域脱炭素政策調整担当参事官室 電話：03-5521-9109

（個表） 3 （ 2 ） 地域の自然資源・観光資源の最大限の活用 （自然に育まれた多様な文化的資源の活用）

（計画のポイント）

地域固有の文化的資源を磨き上げ、各種ツーリズムとの連動を図るなど、その継承・活用を図る

（取組の進捗状況）

①文化財の保存と活用

- 文化財を保存・継承するため、「文化財保護法」に基づき、文化財のうち重要なものを指定・選定・登録し、有形の文化財については保存修理、防災、買上等を、無形の文化財については伝承者養成、記録作成等に対して補助を行っている。
- また、文化財に新たな付加価値を付与し、より魅力的なものとするための取組（Living History）を支援することなどにより、文化財インバウンド活用による地域活性化の好循環を創出している。

②日本博を契機とした観光コンテンツの拡充

- 日本博の開催を契機として、これまでにない形で文化資源を活用した観光コンテンツを創出するとともに、戦略的プロモーションを推進し、観光インバウンドの需要回復及び地方誘客・消費拡大を促進している。
- 2025年の大阪・関西万博に向けて「日本博2.0」として、「日本の美と心」というテーマを中核としつつ、様々な方々の参画を得ながら、新しい価値創造を進め、文化の力で、社会課題の解決と経済社会の新しい成長に挑戦するような取り組みを実施する。

③地域の文化財の総合的な活用の推進

- 地域の文化財の総合的な活用を推進するため、「文化財保存活用地域計画」等の策定、計画に基づく地域の核となる文化財の整備等の支援、世界文化遺産・日本遺産等に登録された地域の情報発信や普及啓発等の取組に対して支援を行っている。

(個表) 3 (2) 地域の自然資源・観光資源の最大限の活用
(自然に育まれた多様な文化的資源の活用)

(2050年カーボンニュートラル・脱炭素社会の実現に向けた取組)

ふるさと文化財の森システム推進事業

- 資材供給林（ふるさと文化財の森）の設定、文化財修理用資材等に関する普及啓発事業への支援、ふるさと文化財の森管理業務（山焼き、除草、下草刈り等）への支援を行っている。

(環境面での効果及び評価指標)

文化財の保存と活用

- 我が国にとって学術上価値の高い動植物等のうち重要なものである天然記念物や芸術上または観賞上価値の高い庭園等、自然環境を構成要素とする名勝等の文化財の指定及び調査等に対する支援等を通して、各地域の風致や自然の維持に貢献している。

(経済面・社会面での効果及び評価指標)

文化財を中核とする観光拠点数

- 地域の文化財を総合的に保存・活用するための計画策定数及び日本遺産の認定数

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
件数	175	201	223	258

地域の文化芸術の環境整備

- 地域の文化的環境の満足度（文化芸術の鑑賞機会、創作・参加機会、文化財や伝統的町並みの保存・整備等）

(出典：文化庁「文化に関する世論調査」)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
%	33.5	36.4	36.5	32.1

（重点戦略3）地域資源を活用した持続可能な地域づくり

第五次環境基本計画の進捗に係る指標の動向

視点	指標名	指標データ	基準年値	最新年値	目指すべき方向	長期的な傾向	前年度からの変化	留意点等
地域資源等を持続可能な形で最大限活用	再生可能エネルギー導入量	一次エネルギー 国内供給のうち、再生可能エネルギー等 (水力除く)	0.69 千PJ (2000年度)	1.69 千PJ (2019年度)	➡	➡	➡	
	国立公園利用者数・国立公園 訪日外国人利用者数	国立公園利用者数	36,636万人 (2000年)	21,849万人 (2020年)	➡	➡	➡	2018年は37,151万人、 2019年は36,915万人と、 長期的には横ばい傾向であったが、令和2年度の利用者数の大幅な減少により、長期・前年度比ともに下向き。 大幅な減少の理由については、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う観光客等の減少が要因と推測される。
		国立公園訪日外国人利用者数	4,902千人 (2015年)	6,669千人 (2019年)	➡	—	➡	2018年は6,940千人、 2019年は6,669千人となり、 前年度比は1%を超えるため下向き。 2020年度以降は推計の元となる観光庁調査が実施されていない。 累計値
	エコツーリズム推進法に基づく 全体構想認定数		1 (2009年度)	20 (2022年5月)	➡	➡	➡	

(重点戦略3) 地域資源を活用した持続可能な地域づくり

第五次環境基本計画の進捗に係る指標の動向

視点	指標名	指標データ	基準年値	最新年値	目指すべき方向	長期的な傾向	前年度からの変化	留意点等
地域の活力を維持（交流・人づくり等）	都市と農山漁村の交流人口		925万人 (2013年度)	519万人 (2020年度)	➡	—	🔴↓	前年度から大幅に減少
	就業者当たりの県内総生産（都道府県別）	就業者当たりの県内総生産	—	32団体 (2019年度)	➡	—	🔴↓	最新年の値は、前年から就業者当たりの県内総生産が増加した団体数
	地域循環共生圏形成に取り組む団体数		—	137団体 (2020年度)	➡	—	➡	①と②の総和から重複を除いたもの（①地域循環共生圏実践地域等登録制度登録団体数②令和2年度地域の多様な課題に応える脱炭素型地域づくりモデル形成事業採択団体数）最新年値は2022年7月11日時点のもの
	地域別人口、地域別高齢化率	地域別人口	—	1団体 (2020年度)	➡	—	🔴↓	最新年の値は、前年から地域別人口が増加した団体数
		地域別高齢化率	—	47団体 (2020年度)	➡	—	🔵➡	最新年の値は、前年から地域別高齢化率が上昇した団体数

重点戦略 5

持続可能性を支える技術の開発・普及

重点戦略5：持続可能性を支える技術の開発・普及

(1) 持続可能な社会の実現を支える最先端技術の開発

① AI、IoT等のICTの活用

- 工場等の運営管理における効率化やデマンドリスポンスによる需要家の電力消費量の自動制御による低炭素化・省エネルギーへの貢献や物流の効率化に向けた技術開発
 - ・実証支援を通じたデマンドリスポンス等分散型エネルギーリソース制御の高度化
 - ・推進戦略に基づくAI, IoT等の活用に関する研究開発の推進
- 天候や消費量をAIで解析することによる生産量や生産時期の最適化、IoT等による点検・修繕・交換・再使用等の最適化、インターネット上でのシェアリングプラットフォームの構築等により必要なモノ・サービスを必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供することで資源生産性を向上させる技術開発の推進
 - ・推進戦略に基づくAI, IoT等の活用に関する研究開発の推進
- ロボット技術の利用による里山の間伐やICTを活用した自然公園の測量調査・計画設計などの地域の環境保全をより効率的かつ効果的に進めていくための技術開発
 - ・推進戦略に基づくAI, IoT等の活用に関する研究開発の推進
 - ・ICT等を活用した二ホンジカ対策について

② 新たな技術の活用による「物流革命」等

- 限定地域での無人自動運転配送サービスの実現やドローンの活用による物流の効率化の推進、基盤となるワイヤレス電力伝送技術を開発・実装及び事業者が持つ情報の共有・プラットフォーム化による物流の省力化、低炭素化の推進
 - ・SAEレベル4の自動運転の実現に向けた交通ルール等の在り方の検討
 - ・ドローン物流の社会実装の推進

（総括）持続可能な社会の実現を支える最先端技術の開発 ①

（総括的な進捗状況の評価、課題）

【A I、I o T等のI C Tの活用】

- 3. （1）地域のエネルギー・バイオマス資源の最大限の活用（地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入）との連携
 - ✓ 「地域共生型再生可能エネルギー等普及促進事業」では、地域にある再エネを活用し、平常時は下位系統の潮流を把握・制御し、災害等による大規模停電時には自立して電力を供給できる「地域マイクログリッド」を構築する民間事業者等を支援している。
- 多様なDERを活用した新たなサービスの創出
 - ✓ アグリゲーション制御技術の高度化やデジタル制御の推進より、蓄熱槽や冷凍冷蔵庫、上下水道ポンプ等多様なDERを活用した電力需給の最適化サービス等の新たなビジネスの創出が期待される。
- 地域に所在するDER(分散型エネルギー源)を活用した地域マイクログリッドの構築支援
 - ✓ 「地域共生型再生可能エネルギー等普及促進事業」を通じて構築等の支援を進めている地域マイクログリッドは、地域に所在する再エネ等の活用や非常時のエネルギー源確保等、社会的・経済的に貢献することが見込まれる。
- DERの更なる活用拡大に向けて
 - ✓ 昨今の厳気象・災害等を要因とした電力の需給逼迫対策や、再エネ導入拡大に向け必要な調整力等の確保が課題となっている。このような背景から、DERを活用した強靱かつ柔軟な電力システム実現への関心・期待が高まっている。引き続き実証支援等を通じて更なるDER制御技術の高度化や、DERの更なる活用を促進するために制度・電力市場取引等における課題抽出を図る。
- 次期環境研究・技術開発の略推進戦略の策定に向けた検討
 - ✓ 現在の推進戦略が令和元年度から5年間で実施する研究・技術開発の方針を示したものであることから、令和5年度中に環境研究・技術開発推進戦略専門委員会を開催し、令和6年度以降の研究・技術開発の方針としての次期推進戦略の策定について検討を開始する。その際、現在の推進戦略が環境基本計画に基づくものであることから、次期推進戦略の検討が次期環境基本計画の検討と一体的に行われるよう、総合政策部会に検討状況を適宜報告する。
- ICT等を活用したニホンジカ対策について
 - ✓ ICTを活用し、効率的かつ効果的な対策手法を検討しているものの、ニホンジカの推定個体数は目標値と差があり、国立公園等においても植生が減少する等の被害が継続しているため、引き続きICTを活用した対策を継続しつつ、各種得られたデータを用いて対策関係機関と連携しつつ、より効率的・効果的な対策となるよう、検討を重ねていく予定。

（総括的な進捗状況の評価、課題）

【新たな技術の活用による「物流革命」等】

- 各種政府計画に基づき、自動運転の実現に向けた交通ルール等の在り方について検討
 - ✓ 特定自動運行に係る許可制度等を内容とする改正道路交通法の円滑な施行に向けた準備を進める。
 - ✓ 高速道路でのトラックのレベル4の自動運転に係る交通ルール等の在り方について、関係府省庁・団体等と連携し、技術開発等の動向を見据えつつ、引き続き検討。
- ドローン物流の社会実装を推進
 - ✓ 低炭素物流の実現や物流機能の維持等の地域における社会問題を解決するため、実証実験の充実やガイドラインの横展開等を通じ、過疎地域等におけるドローン物流の社会実装を引き続き促進する。
 - ✓ 2022年度を目途に改正航空法が施行され、レベル4飛行（有人地帯におけるドローンの補助者なし目視外飛行）が可能となることから、レベル4飛行によるドローン物流の課題を整理しつつ、関係省庁とも連携しながら持続可能な事業形態として社会実装を目指す。

重点戦略5：持続可能性を支える技術の開発・普及

（2）生物・自然の摂理を応用する技術の開発

①革新的なバイオ技術の強化・活用／②自然の摂理により近い技術の開発

- ゲノムの高度利用のための基礎基盤技術を強化するとともに、アカデミアによる革新的なバイオ技術の開発と官民で連携した産業技術基盤の整備と市場創出を一体的に実施することで新産業の創出や循環型社会を実現
- 生物を活用した機能性物質生産のための産学官による技術開発の推進及び革新的なバイオ素材等による低炭素社会の実現等に向けた制度整備も含めた総合的な施策の推進
- バイオミメティクスや共生関係についての研究をベースにした技術の開発・実用化に資する研究開発や産業応用の実態調査・課題把握のための調査研究の実施
 - ・環境研究・技術開発の推進戦略に基づく研究開発の推進

（総括）生物・自然の摂理を応用する技術の開発

（総括的な進捗状況の評価、課題）

【革新的なバイオ技術の強化・活用、自然の摂理により近い技術の活用】

- 次期環境研究・技術開発の推進戦略の策定に向けた検討（再掲）
 - ✓ 現在の推進戦略が令和元年度から5年間で実施する研究・技術開発の方針を示したものであることから、令和5年度中に環境研究・技術開発推進戦略専門委員会を開催し、令和6年度以降の研究・技術開発の方針としての次期推進戦略の策定について検討を開始する。その際、現在の推進戦略が環境基本計画に基づくものであることから、次期推進戦略の検討が次期環境基本計画の検討と一体的に行われるよう、総合政策部会に検討状況を適宜報告する。（再掲）
 - ✓ 現在の推進戦略において推進することとされている「生態系の機能を活用・模倣する技術（バイオミメティクス）」に関する研究推進事例が少ないことから、当該状況を踏まえて上記検討を進める。

重点戦略5：持続可能性を支える技術の開発・普及

（3）持続可能な社会の実現に向けた技術の早期の社会実装の推進

- ①標準化推進や規制の合理化等による普及・展開の加速／②技術の評価・実証に関する支援等
- 技術進歩等の変化に対応した法制度及び許認可制度の整備に向けた調査・実証、エネルギーシステム設置・保安等に関する環境及び規制・制度の整備並びに環境影響評価手法の確立・運用の最適化の推進
 - 国際競争力強化に係る技術基準・認証システム等の国際標準化の推進、エネルギー・環境等マネジメント国際規格等の適用拡大・推進、エネルギープラットフォーム実現のための地方公共団体等を含めた広域展開の枠組みの創設・拡充の推進
 - 既に適用可能な段階にある環境技術について、エンドユーザーが安心して使用できるよう、その環境保全効果等を第三者機関が客観的に実証する取組の推進
 - 循環型社会の推進及び廃棄物の適正処理に関するもので、実用化が見込まれ、かつ、汎用性及び経済効率性に優れた技術について、技術開発及び実証の補助を実施
 - 環境基本計画の第2章5.で述べた技術の完成度を高め、普及を促進するため、低コスト化や量産化手法の確立、施工の効率化等の支援を実施
 - ・環境影響評価に係る技術的手法の普及
 - ・環境研究総合推進費における研究開発成果のオープンデータ化
 - ・環境技術実証（ETV）事業の実施を通じた、既に適用可能な段階にある技術の客観的な実証
 - ・脱炭素化・先導的廃棄物処理システム実証事業

（総括①）持続可能な社会の実現に向けた技術の早期の社会実装の推進

（総括的な進捗状況の評価、課題）

【標準化推進や規制の合理化等による普及・展開の加速、技術の評価・実証に関する支援等】

- 廃棄物エネルギーの活用
 - ✓ 地域が目指すべき気候変動に対応した持続可能であることを念頭に、各地域の廃棄物エネルギーを最大限活用できた自立・分散型の廃棄物処理システムを形成する。
- バイオマス利活用の促進
 - ✓ 地域のバイオマス利活用による地域循環共生圏構築が進まない自治体が抱える課題を解決するため、施設の技術面や廃棄物処理工程の効率化・省力化に資する実証事業や検証等を行い、地域循環共生圏のモデルとなり得るポテンシャルを調査・支援する。
- 環境省自らによるデータ収集・調査の開始
 - ✓ 環境省自らがポテンシャルのある海域で環境アセスメントの基礎となるデータ収集・調査を行う事業を令和4年度より開始し、成果を事業者等に提供する。また、導入実績がわずかで環境情報が不足しており、環境影響の予測に不確実性を伴うことから、事業者による環境影響評価の円滑な実施、手続きの迅速化を促すため必要となる、洋上風力発電の特性を踏まえた環境影響評価について、その実施手法に関する事業者向けのガイドラインを令和4年度検討予定。
- 環境研究総合推進費における研究開発成果のオープンデータ化の継続的な実施
 - ✓ 引き続き、推進戦略に基づき研究開発成果のオープンデータ化を推進。
- 環境技術実証（ETV）事業の継続的な実施
 - ✓ 引き続き、ETV事業を実施し、既に適用可能な段階にある環境技術について、エンドユーザーが安心して使用できるよう、その環境保全効果等を第三者機関が客観的に実証する取組を推進。

（総括②）持続可能な社会の実現に向けた技術の早期の社会実装の推進

（総括的な進捗状況の評価、課題）

【標準化推進や規制の合理化等による普及・展開の加速、技術の評価・実証に関する支援等】

- 処理システム実証事業（技術実証）
 - ✓ 脱炭素・資源循環両面での効果等を評価・検証し、民間・地域における普及展開に向けたノウハウ・課題をまとめるほか、資源循環に係るデータの把握等を行う。
- 普及促進事業（検討調査・ガイダンス策定）
 - ✓ 実証と同時に、技術イノベーションとの関連の重要性や公共基盤と民需展開の統合展開の必要性について、実現のためのツール整理・整備（ガイダンス作成）し、循環交付金での活用等の検討を深め、廃棄物エネルギーを活用した地域循環共生圏形成に向けた取組を進める。

（個表） 5（1） 持続可能な社会の実現を支える最先端技術の開発 （A I、I o T等のI C Tの活用）

（計画のポイント）

工場等の運営管理における効率化やダイヤモンドリスponsによる需要家の電力消費量の自動制御による低炭素化・省エネルギーへの貢献や物流の効率化に向けた技術開発

（取組の進捗状況）

実証支援を通じたダイヤモンドリスpons等分散型エネルギーリソース制御の高度化

- 2016年度から2020年度にかけて「需要家側エネルギーリソースを活用したバーチャルパワープラント構築実証事業」を実施。本事業を通じて工場や家庭等が有する蓄電池等の分散型エネルギーリソース（DER）を高度なエネルギーマネジメント技術により遠隔・統合制御（アグリゲーション）し、あたかも一つの発電所（仮想発電所：バーチャルパワープラント）のように機能させ、ダイヤモンドリスpons等を実施することにより電力の需給調整への活用を図る事業者の実証を支援した。
- 2022年度からのFIP制度の導入等による再エネ導入拡大と電力安定供給の実現等のために、DERの更なる活用機会の拡大が期待されている。そのため、2021年度からは、「蓄電池等の分散型エネルギーリソースを活用した次世代技術構築実証事業」を通じて、再エネも含めたDERのより高度なアグリゲーション制御技術の高度化や関連技術の開発等を支援している。

（2050年カーボンニュートラル・脱炭素社会の実現に向けた取組）

DER制御の高度化による再エネ導入拡大への貢献

- FIP制度等による太陽光等再エネの導入拡大を見据え、「蓄電池等の分散型エネルギーリソースを活用した次世代技術構築実証事業」では、太陽光等の再エネの出力を高精度に予測しつつ、生み出される電力を束ねることにより、その変動をならしてインバランスを抑制したり、蓄電池を活用して電力市場動向に応じて売電する等といった再エネアグリゲーション技術実証を支援している。

（環境面での効果及び評価指標）

CO₂削減 1 t あたりにかかるコスト

- 「蓄電池等の分散型エネルギーリソースを活用した次世代技術構築実証事業」では、再エネ導入によりCO₂を 1 t 削減をする際にかかるコストを評価指標に設定。2021年度の実証で制御した再エネの総出力から算出したCO₂削減 1 t あたりにかかるコストは、3,170円／t-CO₂となった。

（個表）5（1）持続可能な社会の実現を支える最先端技術の開発 （A I、I o T等のI C Tの活用）

（経済面・社会面での効果及び評価指標）

調整力公募（電源 I'）・容量市場（発動指令電源）におけるディマンドリスポンスの活用拡大

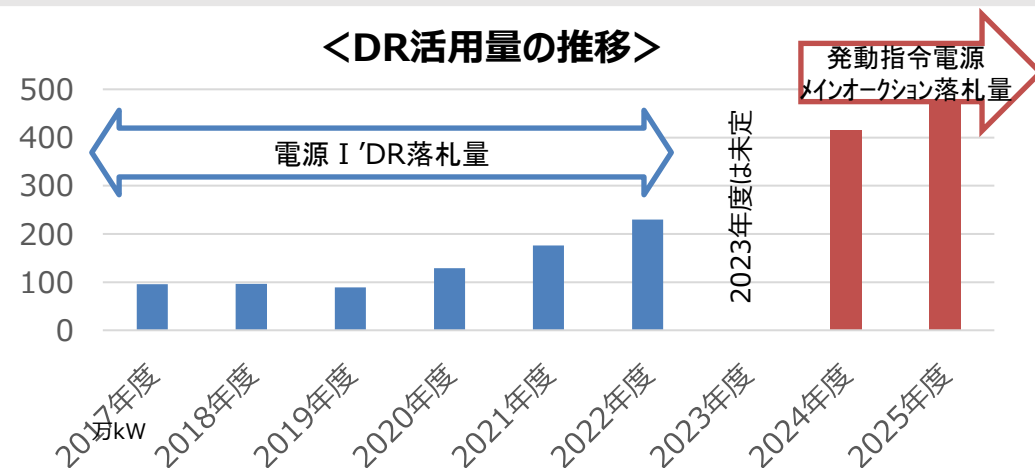
- 一般送配電事業者による調整力公募（電源I'）において、ディマンドリスポンスの落札量は、229.7万kW（2022年度向け、全体の6割超）に上る。
- また、容量市場においては、DRを含む発動指令電源として、475万kW（2025年度向けメインオークション）が落札されている。
- 価格についても、DRは電源と比較して低価格で落札されており、価格競争力が示されている。

＜2022年度向け電源 I'調整力公募結果＞

区分	落札量 (万kW)	平均価格 (円/kW)
電源（発電所）	134.1	4,189
ディマンドリスポンス	229.7	3,899
合計	363.7	4,006

出所）2021年12月21日 電力・ガス取引監視等委員会制度設計専門会合 資料5 より資源エネルギー庁作成

＜DR活用量の推移＞



（ライフスタイルの転換につながる可能性）

各家庭に存在する蓄電池・エネファーム等DERの活用

- 各家庭に存在するエコキュートや蓄電池、EV充放電機などの家庭用DERを、アグリゲータがDR等に活用し、その対価をDER所有者に還元するサービスが生まれている。このようなビジネスが広がることで、各家庭におけるDER活用の活性化や、電力需要を意識した行動変容が期待される。

(個表) 5 (1) 持続可能な社会の実現を支える最先端技術の開発 (A I、I o T等のI C Tの活用)

(計画のポイント)

- 工場等の運営管理における効率化やディマンドリスポンスによる需要家の電力消費量の自動制御による低炭素化・省エネルギーへの貢献や物流の効率化に向けた技術開発
- 天候や消費量をA Iで解析することによる生産量や生産時期の最適化、I o T等による点検・修繕・交換・再使用等の最適化、インターネット上でのシェアリングプラットフォームの構築等により必要なモノ・サービスを必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供することで資源生産性を向上させる技術開発の推進
- ロボット技術の利用による里山の間伐やI C Tを活用した自然公園の測量調査・計画設計などの地域の環境保全をより効率的かつ効果的に進めていくための技術開発

(取組の進捗状況)

推進戦略に基づくAI, IoT等の活用に関する研究開発の推進

- 第五次環境基本計画において同計画に基づき策定することとされた「環境研究・環境技術開発の推進戦略」（令和元年5月21日環境大臣決定。以下「推進戦略」という。）において、ICTを活用した交通・輸送システム等の構築、高度な需要量予測による最適生産に関する研究・技術開発、生物多様性・生態系サービスに関する情報の集積及び集積されたビッグデータを解析するためのI C Tを活用した評価手法等の開発等を推進することとしている。
- 具体的には、例えば、競争的資金制度である環境研究総合推進費において、
 - 「リアルタイムAI技術に基づく省エネルギー化に資する高度自動運転支援技術に関する研究開発」（令和2～4年度）
 - 「AI等の活用による災害廃棄物処理プロセスの最適化と処理計画・処理実行計画の作成支援システムの構築」（令和2年度～4年度）
 - 「環境アセスメントへの活用を目指した鳥類およびコウモリ類の飛翔を識別するレーダ画像解析システムの開発」（令和3年度～令和5年度）といった研究課題を採択し、これらの研究推進を通じてICTを活用した物流の効率化、資源生産性の向上、地域環境保全の効率化等を推進している。

(個表) 5 (1) 持続可能な社会の実現を支える最先端技術の開発 (A I、I o T等のI C Tの活用)

(計画のポイント)

ロボット技術の利用による里山の間伐やI C Tを活用した自然公園の測量調査・計画設計などの地域の環境保全をより効率的かつ効果的に進めていくための技術開発

(取組の進捗状況)

ICT等を活用したニホンジカ対策について

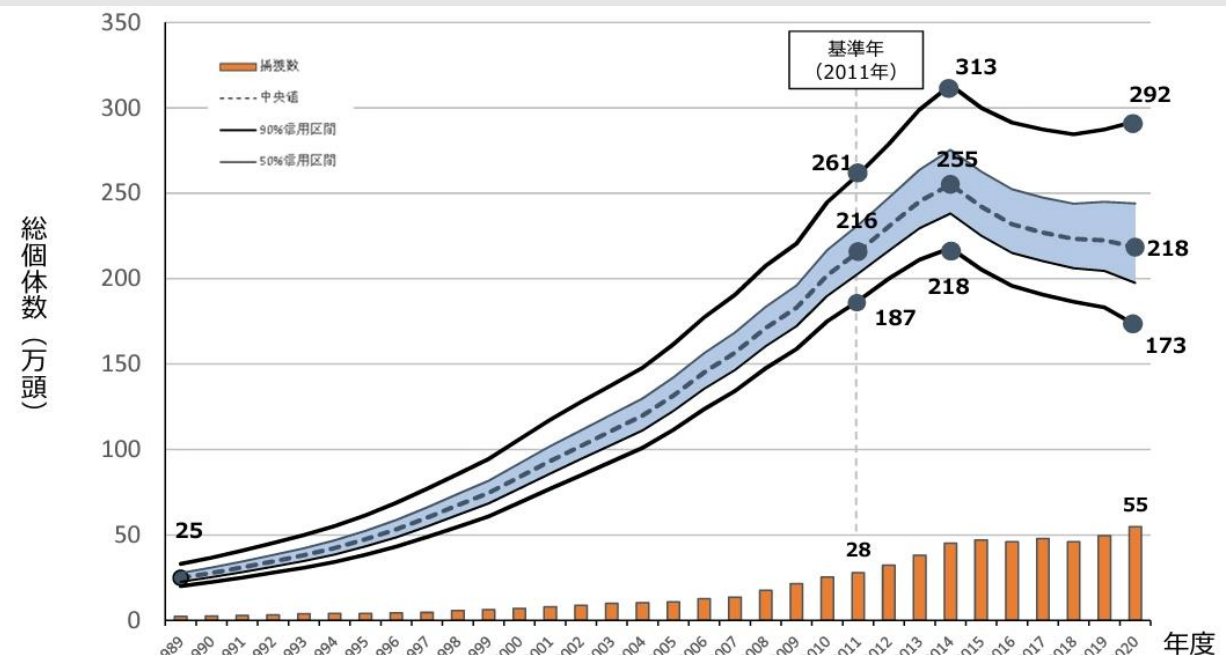
- 尾瀬国立公園等の国立公園において、ニホンジカの効率的な捕獲を行うため、GPSテレメトリー首輪によるニホンジカの移動経路や越冬地の把握、センサーカメラによる生息数の把握を行い、捕獲箇所の選定及び時期を選定して実施しているところ。またドローンによるシカの探索によりシカの出没状況を効率的に把握を行う等、新たな手法を実施・検討している。
- 2022年度においても、ICTを活用した対策を継続しつつ、各種得られたデータを用いて対策関係機関と連携しつつ、より効率的・効果的な対策となるよう、検討を重ねていく予定。

(環境面での効果及び評価指標)、(経済面・社会面での効果及び評価指標)

ICT等を活用したニホンジカ対策について

● ニホンジカ推定個体数

年度	推定個体数
2019	256万頭
2020	218万頭
2021	(集計中)
2022	-
(目標)2023	134万頭



※ 令和2年度(2020年度)の自然増加率の推定値は、中央値1.23(90%信用区間:1.16-1.28)

※ 令和2年度(2020年度)の北海道の推定個体数は、約67万頭(北海道資料)

(個表) 5 (1) 持続可能な社会の実現を支える最先端技術の開発 (新たな技術の活用による「物流革命」等)

(計画のポイント)

限定地域での無人自動運転配送サービスの実現やドローンの活用による物流の効率化の推進、基盤となるワイヤレス電力伝送技術を開発・実装及び事業者が持つ情報の共有・プラットフォーム化による物流の省力化、低炭素化の推進

(取組の進捗状況)

レベル4の自動運転の実現に向けた交通ルール等の在り方の検討

- 令和4年4月、SAE※レベル4に相当する、運転者がいない状態での自動運転である特定自動運行の許可制度の創設等を内容とする道路交通法の一部を改正する法律が成立した。

※SAE : 「Society of Automotive Engineers」の略。米国の自動車技術会が示す基準で、日本では最も主流な自動運転レベルの定義として扱われている。

- 高速道路でのトラックのレベル4の自動運転に係る交通ルール等の在り方について、関係府省庁・団体等と連携し、技術開発等の動向を見据えつつ、引き続き検討

ドローン物流の社会実装の推進

- 過疎地域等におけるドローンを活用した物流実用化を支援するため、「過疎地域等における無人航空機を活用した物流実用化事業（国土交通省連携事業）」（社会変革と物流脱炭素化を同時実現する先進技術導入促進事業の1メニュー）を令和2年度～令和4年度に実施している。（別添ポンチ絵参照）
- 過疎地域等における輸配送の効率を向上等させることで、運輸部門の温室効果ガスの削減と物流網の維持を図るとともに、買物における不便を解消する等生活の利便を抜本的に改善させ、併せて災害時やウィズコロナにおいても活用可能な物流手段として無人航空機の導入等の支援を実施。これまで2020年度に13件、2021年度に18件の実証事業に対し支援を実施。2022年度も継続して支援を実施中。
- 2021年3月に、ドローン物流サービスにこれから着手する主体を対象に、導入方法や配送手段などに関する具体的な手続きを中心に整理したガイドラインを策定。2022年3月には、ドローン物流サービスを広く関係者に展開するために、導入方法等に加えて、これまでに国内で社会実装されたドローン物流事業や、その他実装の際の参考となり得る実証事業における取組等について事例集として追加し、広く周知することにより、ドローン物流の取組を促進している。

(2050年カーボンニュートラル・脱炭素社会の実現に向けた取組)

ドローン物流の実証支援とガイドラインの改定

- 引き続きドローン物流の実用化に向けた実証を支援。
- 「ドローンを活用した荷物等配送に関するガイドライン」の改定

（個表） 5 （1） 持続可能な社会の実現を支える最先端技術の開発 （新たな技術の活用による「物流革命」等）

社会変革と物流脱炭素化を同時実現する先進技術導入促進事業のうち、 （2） 過疎地域等における無人航空機を活用した物流実用化事業（国土交通省連携事業）



過疎地域等におけるドローンを活用した物流実用化を支援します。

1. 事業目的

- ① 「環境基本計画」（平成30年4月17日閣議決定）及び「地球温暖化対策計画」（令和3年改定予定）等に基づき、既存物流手段による積載率の低い非効率な輸配送を無人航空機で代替することにより、CO₂排出量を大幅削減するとともに、非常時を含めた過疎地域等における物流網の維持等に貢献する。
- ② 取組の認知とともに、導入機数増加により購入経費も低廉化させ、自立的な導入を促し、過疎地域等のCO₂排出量の削減及び物流の効率化・省人化を推進する

2. 事業内容

- 少子高齢化の進展等我が国の社会構造が変化していく中、特に過疎地域等では、輸配送の効率を向上させるとともに、生活の利便を改善することに加え、災害時等にも活用可能な新たな物流手段として、無人航空機が期待されている。
- 無人航空機を活用した物流は市場開拓途上であるため、無人航空機を活用した物流の実施に係る高額な初期コスト等が障壁となっている。
- このため、無人航空機等の導入等を支援することで、地域ニーズに対応した新たな低炭素型物流の実現、生活の利便の抜本的改善、非常時を含めた物流の維持を図ることで、地域循環共生圏の構築に貢献する。

<事業概要>

- （1） 過疎地域等における無人航空機を活用した物流実用化補助事業
 - ① 事業性が見込まれる無人航空機を活用した物流低炭素化に向けた計画策定
 - ② 無人航空機を活用した物流の実用化に必要な機材・設備等の導入・改修
※化石燃料に頼らないドローン等の導入に対する補助の場合は補助率を2/3
- （2） CO₂削減に資する無人航空機等を活用した配送実用化推進調査委託事業
補助事業における課題を洗い出し、その解決方策を取りまとめるとともに、レベル4を見据えた実証事業を実施する。これらの結果を事業成果報告書として策定し、セミナー等の開催により周知を実施する。

3. 事業スキーム

- | | |
|-----------|--|
| ■ 事業形態 | （1） 間接補助事業（①定額、②補助率1/2（2/3））
（2） 委託事業 |
| ■ 委託・補助対象 | （1） 地方公共団体と共同申請する民間事業者・団体等
（2） 民間事業者 |
| ■ 実施期間 | 令和2年度～令和4年度 |

4. 事業イメージ

○過疎地域等における無人航空機を活用した物流実用化



○付帯設備及びドローン物流システムの例



お問合せ先： 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 低炭素物流推進室 電話：0570-028-341

（個表） 5 （ 1 ） 持続可能な社会の実現を支える最先端技術の開発 （新たな技術の活用による「物流革命」等）

（環境面での効果及び評価指標）

既存物流手段により非効率な輸配送を行っている地域での 無人航空機導入によるCO₂排出量の削減

- ドローン物流の社会実装の件数
- ドローン物流導入によるCO₂削減量

（経済面・社会面での効果及び評価指標）

ドローン物流の社会実装の推進

- 補助事業の活用等を通じたドローン導入機数増加による導入経費の低廉化、及びそれに伴う市場規模の拡大
- 買物困難者へのサービス向上
- 災害時における物資輸送網の確立

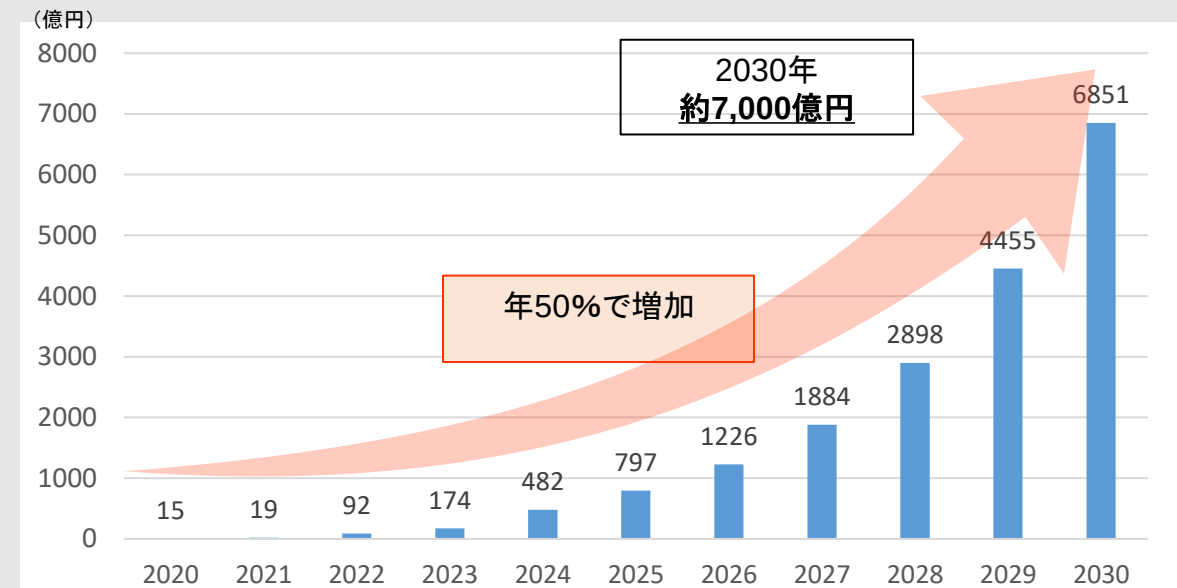
（他の重点戦略との連携の状況）

地球温暖化対策計画における位置付け

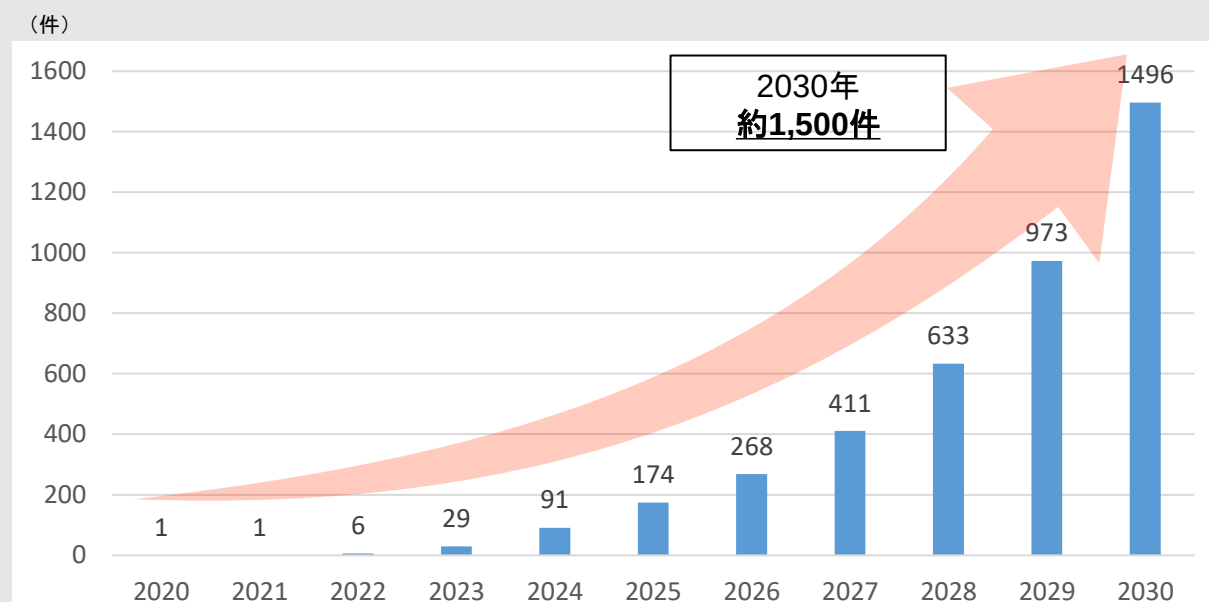
- 2023年～2030年のCO₂削減量の総和が65,200 t。
- 実用化が見込まれる事業のCO₂削減量を 1 事業あたり 16 t と整理。
- 2030年度までの市場成長率と、実用化事業におけるドローン物流の新規参入件数（年度単位）を基にして、参入する件数が拡大することを想定。

（定量的な取組の進捗）

● ドローン市場規模の拡大



● ドローン導入件数の拡大



（個表） 5 （ 2 ） 生物・自然の摂理を応用する技術の開発 （革新的なバイオ技術の強化・活用/自然の摂理により近い技術の開発）

（計画のポイント）

- ゲノムの高度利用のための基礎基盤技術を強化するとともに、アカデミアによる革新的なバイオ技術の開発と官民で連携した産業技術基盤の整備と市場創出を一体的に実施することで新産業の創出や循環型社会を実現
- 生物を活用した機能性物質生産のための産学官による技術開発の推進及び革新的なバイオ素材等による低炭素社会の実現等に向けた制度整備も含めた総合的な施策の推進
- バイオミメティクスや共生関係についての研究をベースにした技術の開発・実用化に資する研究開発や産業応用の実態調査・課題把握のための調査研究の実施

（取組の進捗状況）

推進戦略に基づく研究開発の推進（革新的なバイオ技術の強化・活用/自然の摂理により近い技術の開発）

- 推進戦略において、生態系の機能を活用・模倣する技術（バイオミメティクス）、バイオテクノロジー等の新たな技術シーズを取り込み、環境問題の解決に向けた新素材等の技術シーズの発掘・応用に関する研究・技術開発を推進することとしている。
- 具体的には、例えば、競争的資金制度である環境研究総合推進費において、
 - ーセルロースナノファイバー補強によるバイオマスプラスチック用途拡大の推進（令和3年度～5年度）
 - ープラスチック資源循環の展開とバイオ素材導入のための技術開発・政策研究を含む、プラスチックの持続可能な資源循環と海洋流出制御に向けたシステム構築に関する総合的研究（令和3年度～7年度）といった研究課題を採択し、バイオ技術に関する研究開発を推進している。

（個表） 5 （3） 持続可能な社会の実現に向けた技術の早期の社会実装の推進 （標準化推進や規制の合理化等による普及・展開の加速）

（計画のポイント）

技術進歩等の変化に対応した法制度及び許認可制度の整備に向けた調査・実証、エネルギーシステム設置・保安等に関する環境及び規制・制度の整備並びに環境影響評価手法の確立・運用の最適化の推進

（取組の進捗状況）

環境影響評価に係る技術的手法の普及

- 太陽光発電所について、事業特性・地域特性を踏まえてメリハリのある環境影響評価を実施することが可能であることから、「太陽電池発電所に係る環境影響評価の合理化に関するガイドライン」（2021年7月）において、開発済みの土地に太陽電池発電所を設置する場合の合理的な環境影響評価の考え方について示し、周知を行った。これにより、事業者の立地選択にあたり、林地よりも環境への負荷が少なく住民の受容性が高い、開発済みの土地が選択されることが期待される。
- 風力発電所のリプレース事業については、一般に土地改変が少ないことや、リプレース前の風力発電所の稼働中に環境への影響の程度を調査することが可能であること等を踏まえ、「風力発電所のリプレースに係る環境影響評価の合理化に関するガイドライン」（2020年4月）において、風力発電所のリプレース事業を行う際の合理的な環境影響評価の項目や手法の選定についての考え方や例を示し、周知を行った。
- 洋上風力発電所について、導入が見込まれる海域において、環境影響評価手続において必要となる環境調査を環境省自らが実施し、取りまとめた情報をデータベース化し、事業者や地方公共団体等に広く提供する（2021年～）。また、導入実績が国内では少なく、環境影響に係る知見が十分に蓄積されていないことから、環境影響評価にあたっての技術的な手法等を整理した事業者向けのガイドラインを令和4年度作成予定。

（個表） 5 （ 3 ） 持続可能な社会の実現に向けた技術の早期の社会実装の推進 （標準化推進や規制の合理化等による普及・展開の加速）、（技術の評価・実証に関する支援等）

（計画のポイント）

- ・ 技術進歩等の変化に対応した法制度及び許認可制度の整備に向けた調査・実証、エネルギーシステム設置・保安等に関する環境及び規制・制度の整備並びに環境影響評価手法の確立・運用の最適化の推進
- ・ 国際競争力強化に係る技術基準・認証システム等の国際標準化の推進、エネルギー・環境等マネジメント国際規格等の適用拡大・推進、エネルギープラットフォーム実現のための地方公共団体等を含めた広域展開の枠組みの創設・拡充の推進
- ・ 既に適用可能な段階にある環境技術について、エンドユーザーが安心して使用できるよう、その環境保全効果等を第三者機関が客観的に実証する取組の推進
- ・ 循環型社会の推進及び廃棄物の適正処理に関するもので、実用化が見込まれ、かつ、汎用性及び経済効率性に優れた技術について、技術開発及び実証の補助を実施
- ・ 環境基本計画の第 2 章 5 . で述べた技術の完成度を高め、普及を促進するため、低コスト化や量産化手法の確立、施工の効率化等の支援を実施

（取組の進捗状況）

環境研究総合推進費における研究開発成果のオープンデータ化

- 推進戦略において「環境研究総合推進費においては、統合イノベーション戦略において指摘されているように、研究実施者がデータ管理を適切に行う仕組みの検討を着実に進め、研究開発成果のオープンデータ化を推進すべき」としたことを踏まえて、研究成果及び評価結果等について、環境省及び独立行政法人環境再生保全機構（配分機関）のホームページや、デジタル庁が運営するオープンデータに係るポータルサイト（データカタログサイト）にて公表している。

環境技術実証（ETV）事業の実施を通じた、既に適用可能な段階にある技術の客観的な実証

- 環境技術実証（ETV）事業を実施し、信頼できる第三者機関（実証機関）が環境技術環境保全効果等を実証し、その結果を環境省ウェブサイト等で広く公表することにより、環境技術の普及を支援している。令和 3 年度には 4 件の技術を新規採択し、実証を実施中。（令和 4 年度も継続して実施中）

(個表) 5 (3) 持続可能な社会の実現に向けた技術の早期の社会実装の推進 (技術の評価・実証に関する支援等)

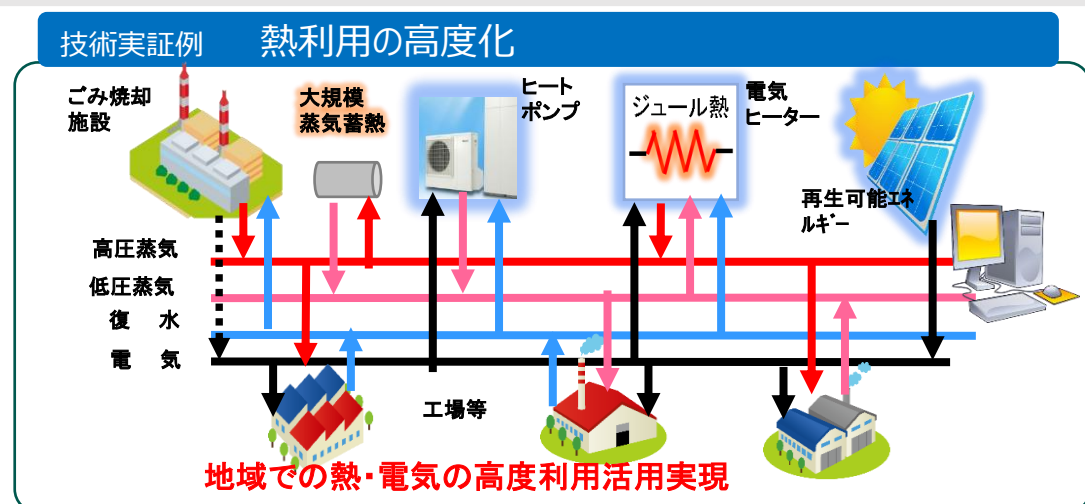
(計画のポイント)

循環型社会の推進及び廃棄物の適正処理に関するもので、**実用化が見込まれ、かつ、汎用性及び経済効率性に優れた技術について、技術開発及び実証の補助を実施**

(取組の進捗状況)

脱炭素化・先導的廃棄物処理システム実証事業

- 廃棄物エネルギーを利活用した地域循環共生圏の構築が進まない技術的な課題を解決するため、熱利用の高度化、未利用バイオマス利活用や大規模メタン化施設等に関する7つの実証事業を2021年度から行っており、その課題の解決方策の検討や地域モデルとなり得るポテンシャルの調査・検討を行っている。
- 廃棄物処理システム全体の脱炭素化・省CO₂対策を促進するため各種検討調査を行い、地域の特性に応じて最適な循環資源の活用方策の検討を行い、実証等で得られた知見と共にとりまとめてガイダンスを策定し、循環分野からの地域循環共生圏の構築を推進していく。



(2050年カーボンニュートラル・脱炭素社会の実現に向けた取組)

① 処理システム実証事業 (技術実証)

- 地域循環共生圏を構築するための技術的課題の解決に向けた実証事業を実施・検証することで、脱炭素型の廃棄物処理システムの地域モデルづくりを推進する。

② 普及促進事業 (検討調査・ガイダンス策定)

- 地域の特性に応じた最適な循環資源の活用方策の検討を行い、実証等で得られた知見と共にとりまとめてガイダンスを策定し、循環分野からの地域循環共生圏の構築を推進する。

(重点戦略5) 持続可能性を支える技術の開発・普及

第五次環境基本計画の進捗に係る指標の動向

視点	指標名	指標データ	基準年値	最新年値	目指すべき方向	長期的な傾向	前年度からの変化	留意点等
研究開発資金の投入状況	環境分野の研究開発費	総務省 科学技術研究調査	538十億円 (2000年度)	1,053十億円 (2020年度)	➡	➡	↘	科学技術研究費全体として、2019年度は19兆5,757億円、2020年度は19兆2,365億円と前年度比1.7%減少。特に企業を主体とする研究費は2019年度比2.5%減。環境分野の研究費は上昇傾向にあったが（17年度1,191十億円、18年度1,226十億円、19年度：1、289十億円）、20年度のみ減少。
資金投入に対する成果	環境研究総合推進費においてS～A評価の研究課題数の割合		53% (2009年度)	97% (2021年度)	➡	➡	➡	
技術の開発状況	環境分野の特許件数	WIPO データベース	7,313件 (2000年)	3,952件 (2020年)	➡	↘	↘	2018年4,501件 2019年4,424件

WIPO : World Intellectual Property Organization (世界知的所有権機関)

重点戦略を支える環境政策の展開

重点戦略を支える環境政策5 各種施策の基盤となる施策

重点戦略を支える環境政策5：各種施策の基盤となる施策

（１）環境影響評価

①環境影響評価制度の総合的な取組の展開／②質が高く効率的な環境影響評価制度の実施

- ・制度のあり方の検討
- ・環境影響評価法対象外事業についての情報収集及びそれらの事業の計画・実施に際しての環境配慮の促進
- ・適切かつ効果的な運用のための施行状況の点検・見直し
- ・環境影響評価に必要な環境基礎情報や実施事例の提供等、情報基盤の整備
- ・環境影響評価に係る技術的手法の普及
- ・戦略的環境アセスメント
- ・報告書手続等を活用したフォローアップ
- ・審査体制の強化・人材育成

（２）科学的知見に基づく政策決定の基盤となる研究開発の推進

①環境研究・技術開発の実施体制の整備／②科学的知見に基づく政策決定の基盤となる研究開発の推進

- ・環境研究・技術開発の推進戦略に係るフォローアップ調査の実施
- ・国立環境研究所
- ・環境研究総合推進費

(総括) 5 (1) 環境影響評価

(総括的な進捗状況の評価、課題)

【①環境影響評価制度の総合的な取組の展開、②質が高く効率的な環境影響評価制度の実施】

- 戦略的環境アセスメント
 - ✓ 開発事業者と地域が連携した持続可能な地域循環共生圏づくりを推進するため、開発事業に際して、開発事業者が地域の関係者と連携して、計画段階から事業に環境保全の考え方や対策を組み込むことで、地域の魅力向上や地域経済の活性化を目指し、地域の課題解決に取り組んでいる事例をとりまとめた「開発事業者と地域の連携 事例集～開発事業をきっかけに取り組むSDGsの実現～」を公表した（2022年4月）。
- 風力発電所について、規制改革実施計画（R3.6閣議決定）において風力発電事業の立地に応じ地域の環境特性を踏まえた、効果的・効率的なアセスメントに係る制度的対応のあり方について迅速に検討・結論を得ることとされ、令和4年度に結論を得るため、検討を進める。
- 引き続き、環境影響評価制度の適切かつ効果的な運用のため、環境影響評価手続を完了した事業の実施状況についてのフォローアップや、適切な制度運用のための幅広い関係者を対象とした研修等の必要な措置を講じる。
- 地球温暖化対策計画（R3.10閣議決定）及び規制改革実施計画（R4.6閣議決定）に基づき、環境影響評価制度について、立地や環境影響などの洋上風力発電の特性を踏まえた最適な在り方を、関係府省、地方公共団体、事業者等の連携の下、令和4年度から検討を開始し、速やかに結論を得る。
- 引き続き、再生可能エネルギーに関する情報や、地域の自然環境・社会環境の情報をウェブサイト上のGISシステムで一元的に提供するシステム「EADAS（Environmental Impact Assessment Database System）」の整備を行い、再生可能エネルギーの導入に向けたゾーニング等の取り組みや環境アセスメント等の場面における情報交流・理解促進を通じた、合意形成の促進に資する収録情報の更新及びさらなる充実化を行う。

(総括) 5 (2) 科学的知見に基づく政策決定の 基盤となる研究開発の推進

(総括的な進捗状況の評価、課題)

【①環境研究・技術開発の実施体制の整備、②科学的知見に基づく政策決定の基盤となる研究開発の推進】

- 研究・技術開発推進戦略専門委員会を開催し、令和6年度以降の研究・技術開発の方針としての次期推進戦略の策定について検討を開始する。その際、現在の推進戦略が環境基本計画に基づくものであることから、次期推進戦略の検討が次期環境基本計画の検討と一体的に行われるよう、総合政策部会に検討状況を適宜報告する。
- 国立環境研究所の第5期中長期計画（令和3年度～令和7年度）において、環境研究の中核的研究機関として、環境・経済・社会の総合的向上をも見据えた統合的な研究の先導、社会実装につながる研究開発の推進、外部機関との連携・協働、研究開発成果のアウトリーチ、国際的な連携の推進に取り組む。
- 環境研究総合推進費の推進戦略で社会実装の一層の強化のため改革が望まれた「行政ニーズ」の改善については、環境省が求める研究成果を研究者によりわかりやすく示すために検討及び改善に引き続き取り組む。

重点戦略を支える環境政策5：各種施策の基盤となる施策

（３）環境教育・環境学習等の推進

①実践者の育成を通じた環境教育の深化・充実

- ・教職員等を対象にした環境教育を推進するための研修を通じた実践者の育成

②国民が興味・関心をもって参加できる「体験の機会」の拡充

- ・「体験の機会」の認定制度の運用の推進

③多様な環境保全活動・地域づくり等への参加を通じた学びの促進

- ・幅広い世代への多様な環境保全活動や持続可能な地域づくりへの参加の機会の提供、活動を通じた学びの促進
- ・地域脱炭素に資する教育の促進
- ・地域ESD活動推進拠点数等

④環境人材を育成する事業者の取組への支援

- ・人材認定等事業登録制度の運用
- ・ローカルSDGsリーダー研修の実施

（４）環境情報の整備・提供

①EBPM推進のための環境情報の整備

- ・統計データの整備
- ・環境省データマネジメントポリシーの策定

②利用者ニーズに応じた情報の提供の推進

- ・統計データの利活用の促進
- ・統計データを通じた環境保護意識の向上とEBPMの促進

(総括的な進捗状況の評価、課題)

【①実践者の育成を通じた環境教育の深化・充実】

- ・教職員等を対象にした研修を通じて、より多くの教職員等が環境教育において高度な実践力を身に付けることができるよう、オンラインの活用を検討するほか、実践に即した演習内容等を盛り込むなど、研修の充実を図る。

【②国民が興味・関心をもって参加できる「体験の機会の場」の拡充】

- ・「体験の機会の場」の拡充と利用者数の増加を図るため、SNSや行事・イベント等の機会を通じて、「体験の機会の場」の普及・啓発を図る。あわせて、「体験の機会の場」での体験活動がより充実するよう、事業者間での好事例の共有等を推進する。

【③多様な環境保全活動・地域づくり等への参加を通じた学びの促進】

- ・ESD推進ネットワークの整備により全国で等しくESD実践のための支援を受けられる体制の構築とESD活動の高度化を図るとともに、地域発展・課題解決に貢献する人材の育成に資するよう、他ネットワークや団体等との協働体制を構築しつつ、地域における連携した取組を促進していく。

【④環境人材を育成する事業者の取組への支援】

- ・人材認定等事業登録制度を通じて、企業等における環境人材の育成がより促進されるよう、SNSや行事等を通じて、本制度の普及・推進を図る。
- ・ローカルSDGsリーダー研修を通じて、地域循環共生圏の実現を先導するより有能なリーダー人材が養成されるよう、参加者がプロジェクトを策定するに当たり、多角的な視点から考察したり、地域の多様なネットワークと連携する機会を設けるなど、質の高い研修を実施する。

(総括的な進捗状況の評価、課題)

【① EBPM推進のための環境情報の整備、②利用者ニーズに応じた情報の提供の推進】

- 自治体や民間事業者による統計データの利活用の促進
 - ✓ 地域循環共生圏の形成に向けた地方自治体の施策検討や、民間事業者の事業参入のためのビジネスモデルの試算資料として統計データの利活用が期待できる。また、環境統計のほか、例えば国勢調査の人口データや経済統計データと組み合わせた利活用を通じて、地域の自然資源、産業、サービスの流れを可視化することができ、地域課題の把握や地域循環共生圏の達成状況を押し量る指標とすることができる。
- 統計データの利活用によるEBPMの推進は、客観的な証拠に基づく環境政策立案のために不可欠である。更なるEBPMの推進のため、官民両者が保有する統計データ等を幅広く収集、分析するとともに、利活用しやすいデータ形式での公開やデータの「見える化」を推進することで、国民の環境政策への参画を促していく。
- 省内の体制として、高い専門性を有する職員を計画的に育成・確保するため策定した統計データアナリスト、統計データアナリスト補の確保・育成及び研修等受講計画に基づき、総務省統計局主催の各種研修等への参加を促し、職員の資質・能力の向上に努め、環境統計の品質向上と国民への普及啓発の強化に取り組んでいく。

(個表) 5 (1) 環境影響評価

(計画のポイント)

①環境影響評価制度の総合的な取組の展開

②質が高く効率的な環境影響評価制度の実施

(取組の進捗状況)

制度のあり方の検討

- 太陽電池発電所について、太陽光発電施設等に係る環境影響評価の基本的考え方に関する検討会での議論を踏まえ、中央環境審議会総合政策部会環境影響評価制度小委員会における審議の結果、答申が取りまとめられ、第一種4万kW、第二種3万kWとして、環境影響評価法の対象事業に追加した(2020年4月)。
- 風力発電所について、他の事業との公平性を踏まえて、最新の知見に基づき、円滑な制度移行のため所要の経過措置を設けながら、環境影響評価法施行令の改正により、法の対象となる第一種事業の風力発電所の規模について、「1万kW以上」から「5万kW以上」に変更した(2021年10月)。立地に応じ地域の環境特性を踏まえた効果的・効率的なアセスメントの制度的対応の在り方についての検討に着手している。
- 洋上風力発電所について、地球温暖化対策計画(R3.10閣議決定)及び規制改革実施計画(R4.6閣議決定)に基づき、環境影響評価制度について、立地や環境影響などの特性を踏まえた最適な在り方を、関係府省、地方公共団体、事業者等の連携の下、令和4年度から検討を開始し、速やかに結論を得る。

環境影響評価法対象外事業についての情報収集及びそれらの事業の計画・実施に際しての環境配慮の促進

- 環境影響評価法の対象とならない小規模な太陽光発電事業について、適切に環境配慮が講じられ、環境と調和した形での事業の実施を確保することを目的として、「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」を公表した(2020年3月)。

適切かつ効果的な運用のための施行状況の点検・見直し

- 法対象となる一つの事業のまとまりの考え方を整理し、「太陽電池発電所・風力発電所に係る環境影響評価法及び電気事業法に基づく環境影響評価における事業の一連性の考え方について」を公表した(2021年9月)。
- 地熱発電事業で想定される事前調査等の実施に関して、対象事業の実施制限に関する考え方について整理し、地方公共団体や関係団体等に周知した(2021年6月)。

(個表) 5 (1) 環境影響評価

(取組の進捗状況)

環境影響評価に必要な環境基礎情報や実施事例の提供等、情報基盤の整備

- 再生可能エネルギーに関する情報や、地域の自然環境・社会環境の情報をウェブサイト上のGISシステムで一元的に提供するシステム「EADAS (Environmental Impact Assessment Database System)」の整備を行い、再生可能エネルギーの導入に向けたゾーニング等の取り組みや環境アセスメント等の場面における情報交流・理解促進を通じた、合意形成の促進に資する収録情報の更新及びさらなる充実化を行う。

環境影響評価に係る技術的手法の普及

- 太陽光発電所について、事業特性・地域特性を踏まえてメリハリのある環境影響評価を実施することが可能であることから、「太陽電池発電所に係る環境影響評価の合理化に関するガイドライン」(2021年7月)において、開発済みの土地に太陽電池発電所を設置する場合の合理的な環境影響評価の考え方について示し、周知を行った。これにより、事業者の立地選択にあたり、林地よりも環境への負荷が少なく住民の受容性が高い、開発済みの土地が選択されることが期待される。
- 風力発電所のリプレース事業については、一般に土地改変が少ないことや、リプレース前の風力発電所の稼働中に環境への影響の程度を調査することが可能であること等を踏まえ、「風力発電所のリプレースに係る環境影響評価の合理化に関するガイドライン」(2020年4月)において、風力発電所のリプレース事業を行う際の合理的な環境影響評価の項目や手法の選定についての考え方や例を示し、周知を行った。
- 洋上風力発電所について、導入が見込まれる海域において、環境影響評価手続において必要となる環境調査を環境省自らが実施し、取りまとめた情報をデータベース化し、事業者や地方公共団体等に広く提供する(2021年～)。また、導入実績が国内では少なく、環境影響に係る知見が十分に蓄積されていないことから、環境影響評価にあたっての技術的な手法等を整理した事業者向けのガイドラインを令和4年度作成予定。

(個表) 5 (1) 環境影響評価

(取組の進捗状況)

戦略的環境アセスメント

- 風力発電については、個別事業に係る環境アセスメントに先立つものとして、地方公共団体が関係者と調整しつつ、環境保全を優先するエリア、風力発電等の導入を促進するエリア等の設定を行うゾーニング手法の確立と普及を目的として、16の地方公共団体でモデル事業・実証事業を実施した。その結果等を踏まえ、「風力発電に係る地方公共団体によるゾーニングマニュアル」を作成・公表した。引き続き、再生可能エネルギーの導入に向けたゾーニング等の取組と、それに向けた調査検討や、地域住民等による合意形成等を支援している。
- 地球温暖化対策推進法が改正され、市町村が再エネ導入に係る促進区域を設定することができる仕組みが本年4月から導入された。当該制度は、戦略的アセスメントの考え方を導入したものであり、個別事業の計画立案段階に先立って促進区域を設定する段階で、地域において望ましい再エネ導入の政策方針（※）を明確にするもの。これにより、事業者における事業計画立案段階において柔軟に適切な立地選定や事業形態を採用することを可能とするほか、累積的影響など個別の事業で対応することが難しい課題についても、一定の配慮が可能となることが期待される。
※促進区域とともに、環境保全を優先すべきものとして促進区域とすべきではないと考えるエリアや、再エネ事業を行うに当たって考慮すべき環境配慮事項、望ましい事業の規模・形態及び環境保全措置のあり方等を地域の政策方針として併せて示すことが可能。

報告書手続等を活用したフォローアップ

- 2011年に改正された環境影響評価法において、事業の実施に伴って講じられた環境保全措置や事後調査の結果を報告書として作成・公表する規定が設けられたことを受けて、2021年6月に初の報告書が公表され、同年8月に環境大臣意見を提出した。
- 法に基づく環境影響評価手続を完了した事業の実施状況についてのフォローアップを実施した。

審査体制の強化・人材育成

- 適切な制度運用のための幅広い関係者を対象とした研修の実施等、適切かつ効果的な運用に向けた取組を継続して実施している。

（個表） 5 （ 1 ） 環境影響評価

（2050年カーボンニュートラル・脱炭素社会の実現に向けた取組）

環境影響評価に係る技術的手法の普及

- 【再掲】太陽光発電所について、事業特性・地域特性を踏まえてメリハリのある環境影響評価を実施することが可能であることから、「太陽電池発電所に係る環境影響評価の合理化に関するガイドライン」（2021年7月）において、開発済みの土地に太陽電池発電所を設置する場合の合理的な環境影響評価の考え方について示し、周知を行った。これにより、事業者の立地選択にあたり、林地よりも環境への負荷が少なく住民の受容性が高い、開発済みの土地が選択されることが期待される。
- 【再掲】風力発電所のリブレース事業については、一般に土地改変が少ないことや、リブレース前の風力発電所の稼働中に環境への影響の程度を調査することが可能であること等を踏まえ、「風力発電所のリブレースに係る環境影響評価の合理化に関するガイドライン」（2020年4月）において、風力発電所のリブレース事業を行う際の合理的な環境影響評価の項目や手法の選定についての考え方や例を示し、周知を行った。
- 【再掲】洋上風力発電所について、導入が見込まれる海域において、環境影響評価手続において必要となる環境調査を環境省自らが実施し、取りまとめた情報をデータベース化し、事業者や地方公共団体等に広く提供する（2021年～）。また、導入実績が国内では少なく、環境影響に係る知見が十分に蓄積されていないことから、環境影響評価にあたっての技術的な手法等を整理した事業者向けのガイドラインを令和4年度作成予定。

制度のあり方の検討

- 【再掲】太陽電池発電所について、太陽光発電施設等に係る環境影響評価の基本的考え方に関する検討会での議論を踏まえ、中央環境審議会総合政策部会環境影響評価制度小委員会における審議の結果、答申が取りまとめられ、第一種4万kW、第二種3万kWとして、環境影響評価法の対象事業に追加した（2020年4月）。
- 【再掲】風力発電所について、他の事業との公平性を踏まえて、最新の知見に基づき、円滑な制度移行のため所要の経過措置を設けながら、環境影響評価法施行令の改正により、法の対象となる第一種事業の風力発電所の規模について、「1万kW以上」から「5万kW以上」に変更した（2021年10月）。立地に応じ地域の環境特性を踏まえた効果的・効率的なアセスメントの制度的対応の在り方についての検討に着手している。
- 【再掲】洋上風力発電所について、地球温暖化対策計画（R3.10閣議決定）及び規制改革実施計画（R4.6閣議決定）に基づき、環境影響評価制度について、立地や環境影響などの特性を踏まえた最適な在り方を、関係府省、地方公共団体、事業者等の連携の下、令和4年度から検討を開始し、速やかに結論を得る。

（個表） 5 （１） 環境影響評価

（2050年カーボンニュートラル・脱炭素社会の実現に向けた取組）

戦略的環境アセスメント

- 【再掲】風力発電については、個別事業に係る環境アセスメントに先立つものとして、地方公共団体が関係者と調整しつつ、環境保全を優先するエリア、風力発電等の導入を促進するエリア等の設定を行うゾーニング手法の確立と普及を目的として、16の地方公共団体でモデル事業・実証事業を実施した。その結果等を踏まえ、「風力発電に係る地方公共団体によるゾーニングマニュアル」を作成・公表した。引き続き、再生可能エネルギーの導入に向けたゾーニング等の取組と、それに向けた調査検討や、地域住民等による合意形成等を支援している。

適切かつ効果的な運用のための施行状況の点検・見直し

- 【再掲】法対象となる一つの事業のまとまりの考え方を整理し、「太陽電池発電所・風力発電所に係る環境影響評価法及び電気事業法に基づく環境影響評価における事業の一連性の考え方について」を公表した（2021年9月）。
- 【再掲】地熱発電事業で想定される事前調査等の実施に関して、対象事業の実施制限に関する考え方について整理し、地方公共団体や関係団体等に周知した（2021年6月）。

環境影響評価に必要な環境基礎情報や実施事例の提供等、情報基盤の整備

- 【再掲】再生可能エネルギーに関する情報や、地域の自然環境・社会環境の情報をウェブサイト上のGISシステムで一元的に提供するシステム「EADAS（Environmental Impact Assessment Database System）」の整備を行い、再生可能エネルギーの導入に向けたゾーニング等の取り組みや環境アセスメント等の場面における情報交流・理解促進を通じた、合意形成の促進に資する収録情報の更新及びさらなる充実化を行う。

(個表) 5 (1) 環境影響評価

(参考)

環境影響評価法に基づき実施された環境影響評価手続の総数

(2022年3月31日時点)

	道路	河川	鉄道	飛行場	発電所					処分場	埋立て、 干拓	面整備	合計
					火力	風力	太陽光	その他					
手続実施	94	11	19	14	577	79	466	12	20	7	20	22	764
手続中	12	1	2	3	344	6	327	8	3	1	3	2	368
手続完了	71	9	15	10	178	60	99	3	16	6	15	15	319
手続中止	11	1	2	1	55	13	40	1	1	0	2	5	77
環境大臣意見・助言	82	10	17	14	596	85	478	10	23	1	4	17	741
配慮書	12	0	2	3	377	26	341	5	5	1	0	2	397
方法書	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
準備書・評価書	70	10	15	10	219	59	137	5	18	0	4	15	343
報告書	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1

(Well-beingや幸福度の向上につながる可能性)

環境影響評価制度

- 環境影響評価制度の推進を通じて、単なる支障の防止にとどまらず、事業における適正な環境配慮を確保することにより、健全で恵み豊かな環境の保全を図り、質の高い生活の実現に寄与する。

（個表） 5 （ 2 ） 科学的知見に基づく政策決定の基盤となる研究開発の推進

（計画のポイント）

- ①環境研究・技術開発の実施体制の整備
- ②科学的知見に基づく政策決定の基盤となる研究開発の推進

（取組の進捗状況）

①環境研究・技術開発の推進戦略に係るフォローアップ調査の実施

- 第五次環境基本計画において同計画に基づき策定することとされた、「環境研究・環境技術開発の推進戦略」について、令和元年 5 月 21 日に環境大臣決定し、同年度以降、同推進戦略に基づく環境研究・環境技術開発を推進している。
- 上記推進戦略の実施状況について、令和 3 年度に「環境研究・技術開発の推進戦略フォローアップ調査等委託業務」において、研究・技術開発の採択状況、関連する国内外の社会動向、関連する政府戦略・計画等の情報を収集・整理した。令和 4 年度は有識者検討会を開催し、これらの情報について専門的立場からの意見をいただいた上で、次期推進戦略の策定に必要な課題等として取りまとめる予定。

②国立環境研究所

- 第 4 期中長期計画期間内（平成 28 年～令和 2 年度）において、我が国の環境科学の中核的研究機関として、地球温暖化、循環型社会、環境リスク、自然共生、東日本大震災に対応した災害研究等の研究活動全般において研究開発成果の最大化に向け、顕著な成果をあげている。2022 年度は第 5 期中長期計画（令和 3 年度～令和 7 年度）に基づき施策を推進している。

③環境研究総合推進費

- 推進戦略で求められた若手研究者支援への対応として、令和 4 年度新規課題公募では、若手研究者の育成支援及び活躍促進を一層図るため、従来の 40 歳未満という条件に加えて、博士の学位取得後 8 年未満であっても申請を可能とした。また、改善すべきとされた領域融合的な課題設定については、環境政策への貢献や社会実装の加速に活用することに資する人文社会科学分野の研究提案の研究提案を奨励することを検討している。

(個表) 5 (3) 環境教育・環境学習等の推進

(計画のポイント)

①実践者の育成を通じた環境教育の深化・充実

(取組の進捗状況)

教職員等を対象にした環境教育を推進するための研修を通じた実践者の育成

- 学校や地域で質の高い環境教育・ESDを実践・推進するリーダーとなる人材を育成することを目的に、文部科学省と協力し、「教職員等環境教育・学習推進リーダー養成研修」を実施。
- 同研修を通じて、教職員等の学校における環境教育に係るカリキュラム・マネジメント等の実践力向上や、教職員等のみならず、民間企業等の社員、NPO等の職員の体験活動の実践力の向上を図った。

(2050年カーボンニュートラル・脱炭素社会の実現に向けた取組)

地域脱炭素に資する環境教育の実践者の養成

- 2050年カーボンニュートラルの実現に向け、本研修の受講者が、学校、地域、職場等のあらゆる場において環境教育を実践し、脱炭素意識の醸成と行動変容を図ることを目指す。

(環境面での効果及び評価指標)

環境教育の実践者を養成するための研修受講者数

- 「教職員等環境教育・学習推進リーダー養成研修」参加者数：458名（2021年度）

(コロナ禍・ポストコロナ時代に対する取組)

オンラインを活用した研修の実施

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況に応じて、研修の一部をオンラインで実施するなどの工夫をした。ポストコロナ時代に向けて、参加者のニーズ等を踏まえながら、引き続き、オンラインの活用を検討する。

教職員等環境教育・学習推進リーダー養成研修

目的

持続可能な社会の構築を目指し、学校や地域で環境教育・学習を実践・推進するリーダー的人材の育成を目指す。

取組概要

目的別に次の2コースを設置

<カリキュラム・デザインコース>

- 目的：学校における**カリキュラム・マネジメント等の実践力向上**
- 対象：小学校・中学校・高等学校等の教職員、教育行政担当者
- 内容：**集合型研修**と**講師派遣型研修**の2形態で実施
 (集合型の内容(例)) SDGs・ESD新学習指導要領の考え方を踏まえた解説
 (派遣型の内容(例)) 学校・教育委員会などに講師を派遣しワークショップを実施

<プログラム・デザインコース>

- 目的：環境教育における**体験活動の実践力向上**
- 対象：教職員、教育行政担当者、民間企業等の社員、NPO/NGOの職員、環境教育・ESDに関心のある大学生等
- 内容：**体験活動を実践している企業・団体（「体験の機会の場」等全国8か所）を訪問し、環境教育・ESDにおける体験活動を企画・実践するための視点や、大人・子どもの行動や意識の変容を促すポイントを学ぶ**
 (内容例) 「自然との共生を目指す」～清里高原での環境教育

<主催> 環境省 <共催> 文部科学省

2021度の取組

<カリキュラム・デザインコース>

- 集合型：R3.9～R4.1 全3回開催（オンライン、対面式）
 (参加者) 129人 (R3)
- 講師派遣型：R3.12～R4.3 全8回開催
 (参加者) 217人 (R3)

<プログラム・デザインコース>

- 「体験の機会の場」、国立・国定公園を活用
 R3.10～R4.3 全8回 開催
 (参加者) 112人 (R3)



(個表) 5 (3) 環境教育・環境学習等の推進

(計画のポイント)

②国民が興味・関心をもって参加できる「体験の機会の場」の拡充

(取組の進捗状況)

「体験の機会の場」の認定制度の運用の推進

- 2018年度：環境教育等促進法基本方針の変更を閣議決定（※「体験の機会の場」を「地域や国を越えた交流拠点」と位置付け、認定促進を図る旨を明記）、環境教育等促進法施行規則等の改正（※「体験の機会の場」の申請要件の緩和、認定基準の明確化、申請書類の簡素化等）、環境省事業「教職員等環境教育・学習推進リーダー養成研修」や環境教育行政研修での活用（現在まで）
- 2019年度：認定制度事例集の作成、認定シンボルマークの作成、Green Blue Education Forum（以下GBEL）コンクールの共催
- 2020年度：体験活動の場を提供している企業等に対する働き掛けの実施（※7か所の新規認定）
- 2021年度：「体験の機会の場」コンセプトムービーの公開、2回目のGBEFコンクールの共催
- 2022年度：「体験の機会の場」プロモーションサイトの公開、3回目のGBEFコンクールの共催

(2050年カーボンニュートラル・脱炭素社会の実現に向けた取組)

「体験の機会の場」の拡充を通じた脱炭素社会の実現に資する環境教育の促進

- 2050年カーボンニュートラルの実現に向け、「体験の機会の場」の拡充を図ることにより、体験活動を通じて脱炭素社会の実現に資する環境教育の促進を図る。

(環境面での効果及び評価指標)

「体験の機会の場」の認定数、利用者数

- 「体験の機会の場」の認定状況：27か所
- 「体験の機会の場」の利用者数：16,557人（2021年度）

(コロナ禍・ポストコロナ時代に対する取組)

オンラインでも体験できる多様な手法の推進

- コロナ禍を受け、「体験の機会の場」の利用者が減少していることから、オンラインによる見学や家庭用の工作キットの使用など、ポストコロナ時代にも対応できる効果的な手法について、「体験の機会の場」の事業者間で共有するなどして、推進を図る。

「体験の機会の場」の認定状況

(背景・必要性)

- 環境教育等促進法に基づく体験の機会の場認定制度は、土地又は建物の所有権等を有する国民や民間団体が、その土地又は建物で体験活動を提供する場合に、申請に基づき、都道府県知事の認定を受けることができる制度
- 森林や里山などの自然体験の場のほか、見学受入れや体験を行うエネルギー関連施設、環境に配慮して運営されている工場や施設、私立学校等が市民講座を実施している場などが認定されており、幅広い分野にわたって認定を取得することが可能

認定された「体験の機会の場」 27件(2022年6月時点)

【愛知県】

- KAYAMAファーム
- 市田プラント

【大阪市】

- あおぞら財団附属西淀川・公害と環境資料館（エコミュース）

【広島県】

- 株式会社オガワエコノス本山工場

【岡山市】

- 藤クリーン株式会社リサイクルセンター

【山口県】

- 株式会社中特ホールディングス
- 海岸漂着物で作るクラフトアート

【高知市】

- 株式会社相愛

【佐賀県】

- いまり「こまなきの里山」

【北海道】

- 雨煙別小学校 コカ・コーラ環境ハウス

【青森県】

- 弘前だんぶり池

【秋田県】

- 能代火力発電所および能代エナジウムパーク

【福島県】

- 里山林・自然塾
- 三菱製紙株式会社エコシステムアカデミー白河山荘及び白河甲子の森

【栃木県】

- モビリティリゾートもてぎ ハローウッズ

【群馬県】

- チノビオトープフォレスト

【前橋市】

- サンデンフォレスト
- モノ：ファクトリー

【千葉県】

- 森の墓苑

【埼玉県】

- 石坂産業株式会社くぬぎの森環境塾

【八王子市】

- 佐川急便「高尾100年の森」

【山梨県】

- 清泉寮及びキャンプ場を含むその周辺の森林

● 自然体験

○ 社会体験

■ 自然体験及び社会体験

【川崎市】

- 昭和電工株式会社川崎事業所
- 株式会社ショウエイ
- 富士通株式会社川崎工場
- 明治大学黒川農場
- 東京ガスキッチンランド川崎



「体験の機会の場」
認定制度マーク

（個表） 5 （3）環境教育・環境学習等の推進

（計画のポイント）

③多様な環境保全活動・地域づくり等への参加を通じた学びの促進

（取組の進捗状況）

幅広い世代への多様な環境保全活動や持続可能な地域づくりへの参加の機会の提供、活動を通じた学びの促進

- ESD推進のための全国的なネットワークを形成。様々な主体が参画する地域ESD活動推進拠点の形成とともに、地域が必要とする取組支援や情報・経験を共有できる「ESD活動支援センター（全国・地方）」を整備・運用。
- 「我が国における『持続可能な開発のための教育（ESD）』に関する実施計画（第2期ESD国内実施計画）」（令和3年5月ESD関係省庁連絡会議決定）に基づき、全国で等しくESD実践のための支援を受けられる体制を維持しながら、2021年度からテーマ別の学びあいの仕組みによるESD活動の高度化を図っている。

地域脱炭素に資する教育の促進

- 2050年カーボンニュートラルの実現に向け、今後、ESDを通じ脱炭素意識の醸成と行動変容を図るためネットワークを活用し、脱炭素分野に重点をおいた地域における連携した取組を促進していくこととしている。

地域ESD活動推進拠点数等

- 地域ESD活動推進拠点数：160拠点（2022年4月現在）
- 地方ESD活動支援センターが関与する対話の場作り（フォーラム開催、セミナー・ワークショップ等実施支援）数：512件（2021年度）
- ESD活動支援センター（全国・地方）及び地域ESD活動推進拠点が実施するフォーラム、セミナー、研修、プログラム等の参加者数：103,059人（2021年度）

（コロナ禍・ポストコロナ時代に対する取組）

オンラインによる対話や学び合いの場づくりの推進

- コロナ禍では、フォーラム・セミナー・研修等の対話や学び合いの場づくりにおいて、オンラインでの実施、実施方法の工夫等、オンラインを効果的に活用することに努めてきた。ポストコロナ時代においては、引き続きオンラインを活用しながら新たな参加機会を拡大するとともに、各地域における強みを生かした連携促進につながる効果的な実施方法を検討しながら取組を進めていく。

ESD推進ネットワークについて

- 経緯：ESD国内実施計画に基づき、**文部科学省と環境省が共同**で2016年度にESD活動支援センター(全国センター)を、2017年度に8箇所の地方ESD活動支援センター(地方センター)を開設。
- 体制：ESD活動支援センター、地方ESD活動支援センター、地域ESD推進拠点、ESD活動支援企画運営委員会で構成。
- 機能：①ESD活動を支援する情報共有機能、②現場のニーズを反映したESD活動の支援機能、③ESD活動のネットワーク形成、ESD実践の学びあいの場の促進機能、④人材育成機能



(個表) 5 (3) 環境教育・環境学習等の推進

(計画のポイント)

④環境人材を育成する事業者の取組への支援

(取組の進捗状況)

① 人材認定等事業登録制度の運用

- 環境教育等の指導者を育成、認定等する事業を環境教育等促進法に基づき国が登録する「人材認定等事業登録制度」を通じて、企業等における環境人材の育成を推進。

② ローカルSDGsリーダー研修の実施

- 地域循環共生圏の創造に向けて、地域の特色や資源を活かしながら、環境問題を中心とした地域課題の解決と新たな価値の創造に取り組む人材育成のため、ローカルSDGsリーダー研修を実施。
- 研修では、先駆的实践者として活動する企業・団体等が伴走支援し、地域のネットワークを活かしながら、各チームが地域循環共生圏の創造に資するプロジェクトを策定、実施。

(2050年カーボンニュートラル・脱炭素社会の実現に向けた取組)

① 人材認定等事業登録制度の運用

- 登録した人材認定等事業が活用されることにより、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場において、脱炭素社会の実現に向けた意識の醸成及び行動変容を促進する。

② ローカルSDGsリーダー研修の実施

- 研修を通じてリーダーとなる人材が地域のネットワークを活かしながら育成されることにより、地域のあらゆる場において、地域循環共生圏に資する脱炭素社会実現に向けた価値観の創造や具体的な行動を促進する。

（個表） 5 （3）環境教育・環境学習等の推進

（環境面での効果及び評価指標）

① 人材認定等事業登録制度の運用

- 人材認定等事業登録数／51事業（2022年4月現在）
- 人材認定等事業による認定者又は育成者数／11,835人（2021年度）

② ローカルSDGsリーダー研修の実施

- ローカルSDGsリーダー研修の参加者：121名（2021年度）

（コロナ禍・ポストコロナ時代に対する取組）

① 人材認定等事業登録制度の運用

- オンラインでも認定等できる人材認定等事業を周知するなどして、ポストコロナ時代に対応した人材認定等事業の普及・推進を図る。

② ローカルSDGsリーダー研修の実施

- コロナ禍を受け、ウェビナーやオンライン報告会等が多数開催された知見等を活かし、ポストコロナ時代にも対応できるネットワーキングの手法の活用を推進する。

(個表) 5 (4) 環境情報の整備・提供

(計画のポイント)

- ① E B P M推進のための環境情報の整備
- ②利用者ニーズに応じた情報の提供の推進

(取組の進捗状況)

統計データの整備

環境問題に対する国民の関心度の向上を目的に、統計データ等の整備及び普及を推進し、国民に利活用可能な統計情報を公開する。各年度、環境省ウェブサイトにおける環境統計集をはじめとした各種統計データ等の公開件数を拡充するとともに、国民が利用しやすいよう掲載データの集約や掲載レイアウトの検討を実施している。

環境省データマネジメントポリシーの策定

行政データ連携の推進、行政保有データの100%オープン化を効率的・効果的に進め、環境情報に関するオープンデータの取組の強化を図るため、デジタル社会の実現に向けた重点計画（2019年12月20日閣議決定、2020年12月25日改定）等に基づき、環境省が保有するデータの全体像を把握し、相互連携・オープン化するデータの優先付けを行った上で、必要な情報システム・体制を確保し、データの標準化や品質向上を組織全体で図るなどのデータマネジメントを推進することを目的とした「環境省データマネジメントポリシー」を、2021年3月に策定しました。

(個表) 5 (4) 環境情報の整備・提供

(経済面・社会面での効果及び評価指標)

統計データの利活用の促進

環境省が実施する一般統計調査等の各種統計情報の収集を行い、地球温暖化や大気汚染等の環境問題に対応するために必要となる、生産・消費活動が環境問題に及ぼす影響や保全活動による改善の効果を数値化して把握し、国民へ公開する。

また、公開した統計データ等の利活用を促進するため、統計データの整備を計画的に実施するとともにデータの「見える化」を行い、掲載先の環境省ウェブサイトへの年間アクセス件数を現在の約56,000件から60,000件以上に増加させ、環境分野のデータ利活用の推進を通じて国民の環境保護意識の醸成を図る。

(ライフスタイルの転換につながる可能性)

統計データを通じた環境保護意識の向上とEBPMの促進

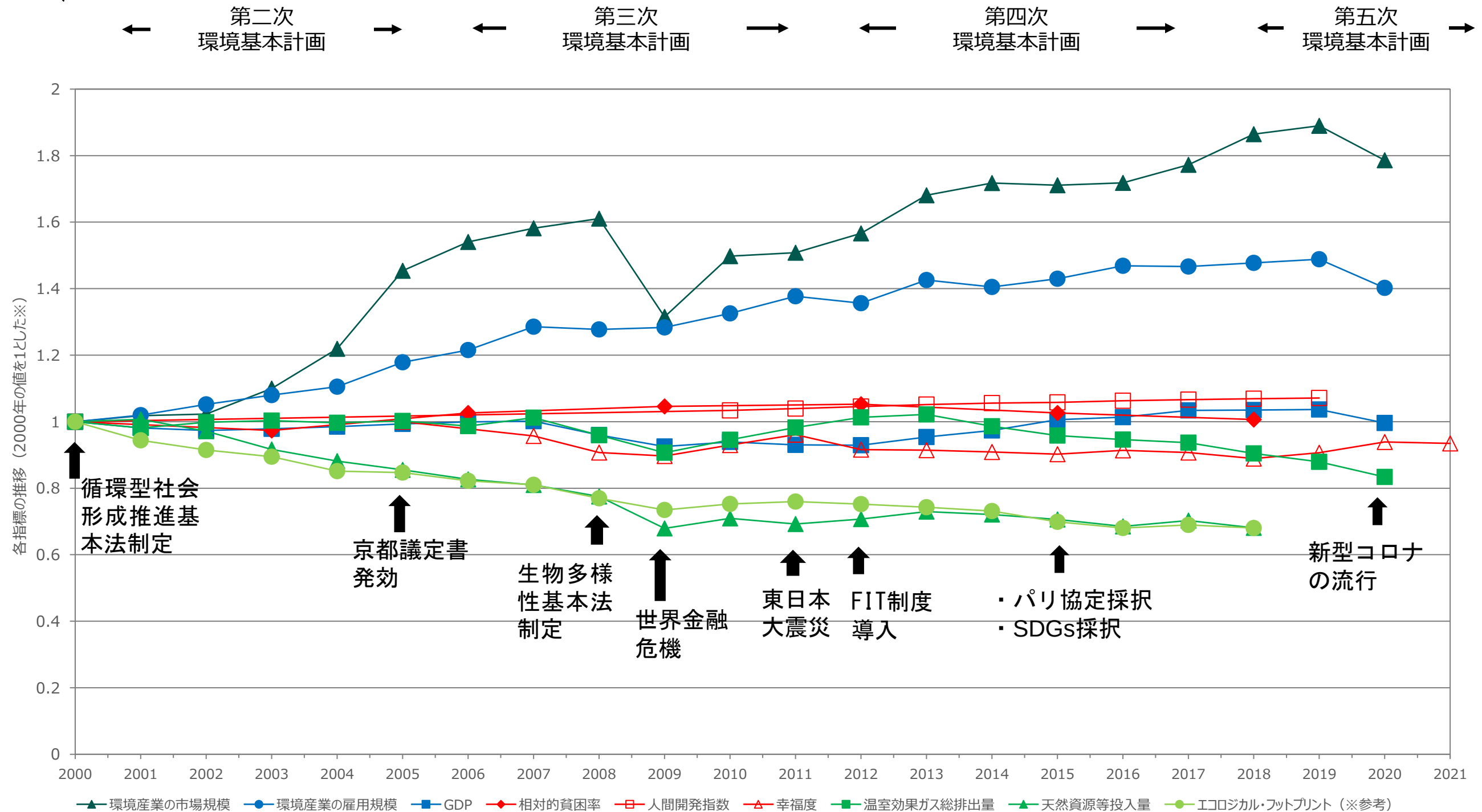
環境統計に基づく客観的なデータを整備、公開することで、国民が環境関連の現状を示すデータにアクセスできるようになる。また、環境省が公開する統計データ等以外にも、地方自治体や大学等研究機関による統計調査に係る調査票情報の二次利用によって得られた研究的成果が一般に公開されており、各種データを通じて国内外の環境の現状を広く国民へ伝播し、環境保護意識の向上を図ることができる。

また、環境統計を根拠とした行政のEBPMの加速化が期待できる。例えば、温室効果ガスの排出量や食品廃棄物の廃棄量の削減のためのインセンティブの実施とその効果測定など、データから見えてくる環境問題とそれに講じた施策による影響を連続的に検証する材料となる。統計データの利活用の推進は、国民が環境に配慮した持続可能なライフスタイルへの転換を促すための契機とすることができる。

環境・経済・社会の統合的向上

第5次環境基本計画の基本的方向性である「環境・経済・社会の統合的向上」の定量的状況。

（環境基本計画の進捗状況に係る指標） 環境・経済・社会の統合的向上



出典：

GDP：内閣府「国民経済計算(GDP統計) 2015年基準・2008SNA」

環境産業の市場規模・雇用規模：環境省「環境産業の市場規模・雇用規模等の推計結果の概要について」

温室効果ガス排出量：国立環境研究所「日本の温室効果ガス排出量データ（1990～2020年度）確報値」

天然資源等投入量：環境省「我が国の物質フロー」（各年度）

相対的貧困率：厚生労働省「2019年国民生活基礎調査の概況（2020.7）」

人間開発指数：国連開発計画（United Nation Development Programme：UNDP）「Human Development Reports」

幸福度：国連Sustainable Development Solutions Network (SDSN)「World Happiness Report 2022」

エコロジカル・フットプリント（参考）：グローバルフットプリントネットワークHPより作成

（※）2000年のデータがないものは、2000年以降データのある始めの年を基準とした。

（※）エコロジカル・フットプリントは生態系に対する需要量を表す指標であり、人間による生態系サービスに対する依存状況を評価することができるが、生態系サービスを直接的に評価することは難しいことから参考扱いとする。なお、エコロジカル・フットプリントは二酸化炭素吸収地の占める割合が高いことから、エコロジカル・フットプリント全体からカーボンに関するフットプリントを除いた値を利用する。

(環境基本計画の進捗状況に係る指標)

地域循環共生圏の実現に関する指標

視点	指標名	指標データ	基準年値	最新年値	目指すべき方向	長期的な傾向	前年度からの変化	留意点等
取組の広がり・パートナーシップ	地域循環共生圏形成に取り組む団体数		—	137団体 (2020年度)	➡	—	➡	再掲 ①と②の総和から重複を除いたもの (①地域循環共生圏実践地域等登録制度登録団体数②令和2年度地域の多様な課題に応える脱炭素型地域づくりモデル形成事業採択団体数) 最新年値は2022年7月11日時点のもの
取組の広がり	2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明をした自治体数及び総人口	2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明をした自治体数	—	749団体 (2022年)	➡	—	➡	最新年値は、2022年7月11日時点の値 (2020年：156団体)
		2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明をした自治体の総人口	—	1億1,852万人 (2022年)	➡	—	➡	最新年値は、2022年7月11日時点の値 (2020年：7,334万人)
地域資源の活用状況	都道府県別の食料自給率		—	10団体 (2019年度)	—	—	➡	最新年の値は、前年度から食料自給率が伸びた団体数。2019年度は概算(2018年：18団体)
	都道府県別の出口側の循環利用率		—	25団体 (2020年度)	—	—	➡	最新年の値は、前年度から出口側の循環利用率が伸びた団体数 (2018年：11団体)
	都道府県別の新エネルギー発電割合		—	33団体 (2021年)	—	—	➡	最新年の値は、前年から新エネルギー発電割合が増加した団体数 新エネルギー発電割合＝新エネルギー発電量/全てのエネルギー発電量 (2020年：31団体)
	就業者当たりの県内総生産(都道府県別)	就業者当たりの県内総生産	—	32団体 (2018年)	—	—	➡	最新年の値は、前年から就業者当たりの県内総生産が増加した団体数 (2017年：40団体)
	(参考) 都道府県別再生可能エネルギー自給率		—	46団体 (2020年度)	—	—	➡	最新年の値は、前年度から再生可能エネルギー自給率が伸びた団体数 推計値(その区域での再生可能エネルギー供給量/その区域の民生・農林水産業用エネルギー需要量) (2019年：44団体)

本日も議論いただきたいこと（再掲）

本日報告分の
第五次環境基本計画の点検結果について、
点検の視点（P8）に基づいた点検となっているか

→点検報告書取りまとめ及び計画見直しに向けた論点整理へ

	点検スケジュール	総合政策部会の点検スケジュール
1年目（2018年度）	点検の準備	—
2年目（2019年度）	【第1回】各部会による各分野の点検	12月20日 点検①
3年目（2020年度）	【第1回】各部会による点検及び取りまとめ	7月28日 点検② 12月1日 点検報告書取りまとめ
4年目（2021年度）	【第2回】2年目と同じ	10月25日 点検①
5年目（2022年度）	【第2回】3年目と同じ（最終的な点検）	8月2日 点検② 秋～冬 点検報告書取りまとめ
6年目（2023年度）	計画の見直し	—